

目次

第一章 総則（第一条—第六条）	第五款 理事（第四十六条の六—第四十六条の五—第四十六条の四）
第二章 医療に関する選択の支援等	第六款 理事会（第四十六条の七・第四十六条の八—第四十六条の六の四）
第一節 医療に関する情報の提供等	第七款 監事（第四十六条の八—第四十六条の七の二）
の二—第六条の四の四）	第八款 六条の七の二
第三章 医療の安全の確保	第九款 条の八（第四十九条の三）
第一節 医療の安全の確保のための措置	第十款 条の八の三
の広告（第六条の五—第六条の八）	第十一款 六条の八の四
業、歯科医業又は助産師の業務等	第十二款 第四十九条の四
第六条の九—第六条の十四）	第十三款 第四十七条の四
第二節 医療事故調査・支援センター	第十四款 第四十七条の五
条の十五—第六条の二十七）	第十五款 第四十七条の六
第三章 病院、診療所及び助産所	第十六款 第四十七条の七
第四章 病院、診療所及び助産所	第十七款 第四十七条の八
開設等（第七条—第九条）	第十八款 第四十七条の九
第二節 管理（第十条—第二十三条）	第十九款 第四十七条の十
第三節 監督（第二十三条の二—第三十条）	第二十款 第四十七条の十一
第四節 雜則（第三十条の二）	第二十一款 第四十七条の十二
第五章 医療提供体制の確保	第二十二款 第四十七条の十三
第一節 基本方針（第三十条の三・第三十条の十二）	第二十三款 第四十七条の十四
第二節 の二灾害・感染症医療確保事業に係る人材の確保等（第三十条の十—第三十条の二）	第二十四款 第四十七条の十五
第三節 医療計画（第三十条の四—第三十条の三の二）	第二十五款 第四十七条の十六
第四節 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保（第三十条の十八の二—第三十条の十八の五）	第二十六款 第四十七条の十七
第五節 医療従事者の確保等に関する施策等連携の推進（第三十条の十三—第三十条の十八）	第二十七款 第四十七条の十八
第六節 公的医療機関（第三十一条—第三十一条）	第二十八款 第四十七条の十九
第一節 通則（第三十九条—第四十三条）	第二十九款 第四十七条の二十
第二節 設立（第四十四条—第四十六条）	第三十款 第四十七条の二十一
第三節 機関	第三十一款 第四十七条の二十二
第一款 機関の設置（第四十六条の二）	第三十二款 第四十七条の二十三
第二款 社員総会（第四十六条の三—第四十六条の三の六）	第三十三款 第四十七条の二十四
第七章 地域医療連携推進法人	第三十四款 第四十七条の二十五
第一節 認定（第七十条—第七十条の八）	第三十五款 第四十七条の二十六
第二節 業務等（第七十条の七—第七十条の六）	第三十六款 第四十七条の二十七
第三節 監督（第七十条の十七—第七十条の二十三）	第三十七款 第四十七条の二十八

附則	第四節 雜則(第七十一条)
第九章 罰則(第七十七条—第九十四条)	第八章 雜則(第七十二条—第七十六条)

3  
び歯科医師は、医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
4 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
5 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療技術の普及及び医療の効率的な提供に資するため、当該医療提供施設の建物又は設備を、当該医療提供施設に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の扱い手の診療、研究又は研修のために利用せるよう配慮しなければならない。  
第一條の五 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。  
2 この法律において「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものである。  
第一條の六 この法律において、「介護老人保健施設」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による介護老人保健施設をいう。  
第二条 この法律において、「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務(病院又は診療所において行うものを除く。)を行ふ場所をいう。





四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無

五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨

六 第五条の二第一項の認定を受けた医師である場合には、その旨

七 地域医療連携推進法人（第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。）の参

八 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項

九 当該病院又は診療所において診療に従事する医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他の当該医療従事者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

十 患者又はその家族からの医療に関する相談に応じるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項

十一 紹介をできる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは診療所又はその他の医療従事者の名称、これらとの連携に関する事項

十二 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、第六条の四第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項

十三 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項（検査、手術その他）の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）

十四 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

十五 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

十六 第九条若しくは第十三条から第十五号までに掲げる事項の案の作成をしようとするときは、医療に関する専門的科学的見に基づいて立案又は作成をするため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

十七条 前条第三項第二号の規定による診療立案又は作成をするため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

十八条 第六条の六 前条第三項第二号の規定による診療立案又は作成をするため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

十九 第六条の九 国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二十 第六条の十 病院、診療所又は助産所（以下この章において「病院等」という。）の管理者は、医療事故（当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかつたものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を第六条の十五第一項の医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。

二十一 第六条の十一 病院等の管理者は、前項の規定による報告をした場合は、あらかじめ、医療事故に係る死産した者の遺族又は医療事故に係る死産した胎児の父母その他厚生労働省令で定める者（以下この章において単に「遺族」という。）に対し、厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。ただし、遺族がないとき、又は遺族の所在が不明であるときは、この限りでない。

二十二 第六条の十二 病院等の管理者は、医療事故が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその原因を明らかにするために必要な調査（以下この章において「医療事故調査」という。）を行わなければならぬ。

二十三 第六条の十三 病院等の管理者は、医学医療に関する文書その他の物件を検査させることができるものと認める場合には、当該広告をした者にかかる。

二十四 第六条の十四 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第二項若しくは第三項又は前条第二項若しくは第三項の規定に違反していると認める場合には、当該広告をした者にかかる。

二十五 第六条の十五 その他の医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働省令で定める基準として厚生労働省令で定める基準

二十六 第六条の十六 第一項に規定する場合において、次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定める旨

二十七 第六条の十七 その他医療に関する適切な選択に資する内容の広告をしないこと。

二十八 第六条の十八 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないこと。

二十九 第六条の十九 その他医療に関する適切な選択に資する内容の広告をしないこと。

三十 第六条の二十 その他医療に関する適切な選択に資する内容の広告をしないこと。

三十一 第六条の二十一 病院等の管理者は、医療事故が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその原因を明らかにするための調査（以下この章において「医療事故調査」という。）を行わなければならぬ。

三十二 第六条の二十二 病院等の管理者は、医学医療に関する文書その他の厚生労働大臣が定める団体（法人でない団体にあっては、代表者又は管理人の定めのあるものに限る。次項及び第六条の二十二において「医療事故調査等支援団体」という。）

る医療に関する適切な選択が阻害されるおそれがない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

一 助産師である旨

二 当該助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに当該助産所の管理者の氏名

三 就業の日時又は予約による業務の実施の有無

四 入所施設の有無若しくはその定員、助産師の他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項

五 入所施設の有無若しくはその定員、助産師の他の従業者の員数その他の当該助産師に

対し、期限を定めて、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずることができる。

六 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

七 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。







できる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。ただし、病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させることができる。

2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、次の各号のいずれかに該当するものとしてその病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。

一 医師の確保を特に図るべき区域内に開設する診療所を管理しようとする場合

二 介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に開設する診療所を管理しようとする場合

三 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合

四 地域における休日又は夜間の第三十条の三第一項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合

五 その他厚生労働省令で定める場合

第十二条の二 地域医療支援病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

第十二条の三 特定機能病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

第十二条の四 臨床研究中核病院の開設者は、厚生労働省令の定めるところにより、業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の報告書の内容を公表しなければならない。

第十三条 患者を入院させるための施設を有する診療所の管理者は、入院患者の病状が急変した場合においても適切な治療を提供することができるよう、当該診療所の医師が速やかに診療を

行う体制を確保するよう努めるとともに、他の病院又は診療所との緊密な連携を確保しておかなければならぬ。

**第十四条 助産所の管理者は、同時に十人以上の妊婦、産婦又は既より婦を入所させてはならない。**ただし、他に入院させ、又は入所させるべき適当な施設がない場合において、臨時応急のため入所させるときは、この限りでない。

**第十四条の二 病院又は診療所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該病院又は診療所に関し次に掲げる事項を当該病院又は診療所内に見やすいよう掲示しなければならない。**

- 一 管理者の氏名
- 二 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
- 三 医師又は歯科医師の診療日及び診療時間
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

**第二章 助産所の管理者は、厚生労働省令によるにより、当該助産所に関し次に掲げる事項を当該助産所内に見やすいように掲示しなければならない。**

- 一 管理者の氏名
- 二 業務に従事する助産師の氏名
- 三 助産師の就業の日時
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

**第十五条 病院又は診療所の管理者は、この法律に定める管理者的責務を果たせるよう、当該病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その他当該病院又は診療所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。**

**第二章 助産所の管理者は、この法律に定める管理者的責務を果たせるよう、当該助産所に勤務する助産師その他の従業者を監督し、その他当該助産所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。**

**第三章 病院又は診療所の管理者は、病院又は診療所の用に供するエックス線装置を備えたときその他厚生労働省令で定める場合においては、厚生労働省令の定めるところにより、病院又は診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。**

**第十五条の二 病院、診療所又は助産所の管理者は、当該病院、診療所又は助産所において、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律**

四 第二十二条第一号及び第三号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

五 当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第二十二条第二号又は第三号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。

六 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。

七 その他厚生労働省令で定める事項

2 地域医療支援病院の管理者は、居宅等における医療を提供する医療提供施設、介護保険法第十八条第四項に規定する訪問看護を行う同法第十四条第一項に規定する指定居宅サービス事業者その他の居宅等における医療を提供する者（以下この項において「居宅等医療提供施設等」という。）における連携の緊密化のための支援医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する居宅等医療提供施設等に関する情報の提供その他の居宅等医療提供施設等による居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援を行わなければならない。

一 高度の医療を提供すること。

二 高度の医療技術の開発及び評価を行うこと。

三 高度の医療に関する研修を行わせること。

四 医療の高度の安全を確保すること。

五 第二十二条の二第三号及び第四号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

六 当該特定機能病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第二十二条の二第三号又は第四号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。

七 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。

八 その他厚生労働省令で定める事項

厚生労働省令で定めるところにより、当該管理者並びに当該特定機能病院に勤務する医師、歯科医師、薬剤師及び看護師その他の者をもつて構成する合議体の決議に基づいて行わなければならない。

**第十六条の四** 臨床研究中核病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 特定臨床研究に関する計画を立案し、及び実施すること。

二 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たすこと。

三 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

四 特定臨床研究に関する研修を行うこと。

五 第二十二条の三第三号及び第四号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

六 その他厚生労働省令で定める事項。

**第十七条** 第六条の十から第六条の十二まで及び第六条の三第三号及び第四号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

五 第二十二条の三第三号及び第四号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

六 その他厚生労働省令で定める事項。

**第十八条** 病院又は診療所にあつては、その開設者は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県（診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例の定めることにより、専属の薬剤師を置かなければならぬ。ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

**第十九条** 助産所の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、嘱託する医師及び病院又は診療所を定めておかなければならぬ。厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所を定めなければならない。

**第二十条** 病院又は診療所は、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の助産を行ふことを約するときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所を定めなければならない。

**第二十一条** 病院又は診療所は、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の助産を行ふことを約するときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所を定めなければならない。

**第十九条の二** 特定機能病院の開設者は、当該特定機能病院の管理者による当該特定機能病院の管理及び運営に関する業務が適切に遂行されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特定機能病院の管理及び運営について当該管理者が有する権限を明らかにすること。

二 医療の安全の確保に関する監査委員会を設置すること。

三 当該管理者の業務の執行が法令に適合することを確保するための体制、当該開設者による当該特定機能病院の業務の監督に係る体制その他の当該特定機能病院の業務の適正を確保するため必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。

四 その他当該管理者による当該特定機能病院の管理及び運営に関する業務の適切な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置を有するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

五 第二十二条の四から第八号までに掲げる施設を有するものとし、その他の業務の従業者及びその員数（厚生労働省令で定めるものに限り（第一号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

六 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

七 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

八 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

九 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

十 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

十一 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

十二 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

十三 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

十四 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

十五 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

十六 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

十七 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

十八 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

十九 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

二十 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

二十一 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

二十二 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

二十三 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

二十四 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

二十五 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

二十六 その他厚生労働省令で定める施設を有するものとし、その他の従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

**第二十二条** 地域医療支援病院は、前条第一項（第九号を除く。）に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

一 集中治療室

二 診療に関する諸記録

三 病院の管理及び運営に関する諸記録

四 化学、細菌及び病理の検査施設

五 病理解剖室

六 研究室

七 講義室

八 図書室

九 その他厚生労働省令で定める施設

十 各科専門の診察室

十一 手術室

十二 処置室

十三 臨床検査施設

十四 エックス線装置

十五 調剤所

十六 給食施設

十七 診療に関する諸記録

十八 痘瘍病床を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設

十九 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設

二十 訓練室

二十一 その他都道府県の条例で定める施設

二十二 その他都道府県の条例で定める施設

二十三 その他都道府県の条例で定める施設

二十四 その他都道府県の条例で定める施設

**第二十三条** 第二十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく厚生労働省令又は都道府県の条例で定める基準に照らして著しく不十分である。又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対する期限を定めて、その人員の増員を命じ、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

**第二十四条** 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所が清潔を欠くとき、又はその構造設備が第二十二条第一項若しくは第二項若しくは第二十二条の規定若しくは第二十三条第一項の規定に基づく厚生労働省令の規定に違反し、若しくは衛生上有害若しくは保安上危険と認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

**第二十五条** 厚生労働大臣は、特定機能病院又は臨床研究中核病院（以下この節において「特定機能病院等」という。）の構造設備が第二十二条の二又は第二十二条の三の規定に違反するときは、その開設者に対し、期限を定めて、その修繕又は改築を命ずることができる。

第二十四条の二 都道府県知事は、病院、診療所

若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき（第二十三条の二又は前条第一項に規定する場合を除く。）は、この法律の施行に必要な限度において、当該病院、診療所又は助産所の開設者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の開設者が同項の規定による命令に従わないときは、都道府県知事は、当該開設者に対して、期間を定めて、その開設する病院、診療所又は助産所の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

**第二十五条** 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるとときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員に、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者の事務所その他当

該病院、診療所若しくは助産所の運営に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、特定機能病院等の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、特定機能病院等に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 厚生労働大臣は、特定機能病院等の業務が法令若しくは法令に基づく处分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該特定機能病院等

の開設者又は管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることがで  
きる。

第六条の八第三項の規定は第一項から第三項までの立入検査について、同条第四項の規定は前各項の権限について、準用する。

**第二十五条の二** 保健所を設置する市の市長及び特別区の区長は、厚生労働省令の定めるところにより、診療所及び助産所に関し、厚生労働省

令で定める事項を都道府県知事に通知しなければならない。

長又は特別区の区長は、厚生労働省、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、医療監視員を命ぜるものとする。  
前項に定めるもののほか、医療監視員に関する必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

**第二十七条** 病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付

**第二十七条の二** 都道府県知事は、病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、第七条第五項又は第六項の規定により当該許可に付された条件に従わないときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて、当該条件に従うべきことを勧告することができる。

都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた場合において、当該命令を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

**第二十八条** 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所の管理者に、犯罪若しくは医事に関する不正行為があり、又はその者が管理をなすのに

適しないと認めるときは、その開設者に対し、期限を定めて、その変更を命ずることができる。

**第二十九条** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又はその開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

二 く 六月以上その業務を開始しないとき、  
病院、診療所（第八条の届出をして開設したもの）を除く。又は助産所（同条の届出をして開設したもの）を除く。が、休止した後、正当な理由がなく、一年以上業務を再開しないとき。

三　開設者が第六条の三第八項、第二十四条第一項、第二十四条の二第二項又は前条の規定に基づく命令又は処分に違反したとき。  
四　開設者が犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき。

都道府県知事は、第七条第二項又は第三項の規定による許可を受けた後、正当な理由がなく、六月以上当該許可に係る業務を開始しないときは、当該許可を取り消すことができる。

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。

一 地域医療支援病院が第四条第一項各号に掲げる要件をなくしに至ったとき。

二 地域医療支援病院の開設者が第十二条の二第一項の規定に違反したとき。

三 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項、第三十条の五第五項、第三十条の十八の二第二項又は第三十条の十八の四第六項の規定に基づく命令に違反したとき。

四 地域医療支援病院の管理者が第十六条の一  
第一項の規定に違反したとき。  
五 地域医療支援病院の管理者が第三十条の十一  
二の六第九項の指示に従わなかつたとき。  
六 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第七  
七条の二第三項、第二十七条の二第二項又は  
第三十条の十五第六項の規定に基づく命令に  
違反したとき。  
七 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第  
三十条の十二第二項又は第三十条の十七の規  
定に基づく勧告に従わなかつたとき。  
八 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第  
三十条の十六第一項の規定に基づく指示に従  
わなかつたとき。

九 地域医療支援病院の管理者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十一条の四第一項又は第三項の指示に従

第三条の四第一項に第三項の規定に従わなかつたとき。  
厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定機能病院の承認を取り消すことができる。  
一 特定機能病院が第四条の二第一項各号に掲げる要件を全くに至つたとき。

二　特定機能病院の開設者が第十条の二、第十二条の三第一項又は第十九条の二の規定に違反したとき。

の二第一項又は第三十条の十八の四第六項の規定に基づく命令に違反したとき。  
四 特定機能病院の管理者が第十六条の三第一項又は第二項の規定に違反したとき。  
五 特定機能病院の管理者が第三十条の十二の六第九項の指示に従わなかつたとき。  
六 特定機能病院の開設者又は管理者が第七条の二第三項、第二十七条の二第二項又は第三十条の十五第六項の規定に基づく命令に違反

七 特定機能病院の開設者又は管理者が第三十条の十二第二項又は第三十条の十七の規定に基づく勧告に従わなかつたとき。

八 特定機能病院の開設者又は管理者が第三十条の十六第一項の規定に基づく指示に従わなかつたとき。

九 特定機能病院の管理者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十六条の四第一項又は第三項の指示に従わなかつたとき。

6 5  
かつたとき、  
厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当  
する場合においては、臨床研究中核病院の承認  
を取り消すことができる。

一 臨床研究中核病院が第四条の三第一項各号  
に掲げる要件を欠くに至つたとき。

二 臨床研究中核病院の開設者が第十二条の四  
第一項の規定に違反したとき。

三 臨床研究中核病院の開設者が第二十四条第  
二項の規定に基づく命令に違反したとき。

四 臨床研究中核病院の管理者が第十六条の四  
の規定に違反したとき。  
都道府県知事は、第三項の規定により地域医  
療支援病院の承認を取り消すに当たつては、あ

らかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならぬ。

**7 厚生労働大臣は、第四項又は第五項の規定により特定機能病院等の承認を取り消すに当たつては、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならない。**

**第二十九条の二** 厚生労働大臣は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二十八条並びに前条第一項及び第二項の規定による処分を行うべきことを指示することができる。

**第三十条** 都道府県知事は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第二項第一号の規定により、あらかじめ弁明の機会の付与又は聴聞を行わないで第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、当該処分をした後三日以内に、当該処分を受けた者に対し、弁明の機会の付与を行わなければならない。

**第五章 医療提供体制の確保**

**第一节 基本方針**

**第三十条の二** この章に特に定めるもの外、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関する必要な事項は、政令でこれを定める。

**第三十条の三** 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制（以下「医療提供体制」という。）の確保を図るために基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

**2 医療提供体制の確保のため講じようとする策**

**一 医療提供体制の確保のため講じようとする策**

**二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究**

**三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項**

**四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する病床の機**

**供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項**

**五 第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想に関する基本的な事項**

六 地域における病床の機能（病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。）の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

**七 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項**

**八 かかりつけ医機能の確保に関する基本的な事項**

**九 医師の確保に関する基本的な事項**

**十 医療従事者（医師を除く。）の確保に関する基本的な事項**

**十一 第三十条の四第一項に規定する医療計画の作成及び医療計画に基づく事業の実施状況の評価に関する基本的な事項**

**十二 その他医療提供体制の確保に関する重要な事項**

**十三 第三十条の二 厚生労働大臣は、前条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するためには必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。**

**十四 第三十条の三 厚生労働大臣は、前条第二項第七号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するためには必要があると認められるときは、都道府県知事又は第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等若しくは第三十条の十八の三第一項に規定する無床診療所の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第三十条の十八の二第一項又は第三十条の十八の三第一項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。**

**十五 第三十条の四第一項に規定する報告の内容その他の必要な情報の提供を求めるときは、都道府県知事又は第三十条の十八の四第一項に規定するかかるつけ医機**

し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

## 第二節 医療計画

**第三十条の四** 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

**一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保の目標に関する事項**

**二 第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項**

**三 医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する事項**

**四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項**

**五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（ニに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）**

**六 救急医療**

**七 災害時における医療**

**八 そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療**

**九 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項**

**十 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項**

**十一 医師の確保に関する次に掲げる事項**

**十二 医療従事者（医師を除く。）の確保に関する事項**

**十三 医療の安全の確保に関する事項**

**十四 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項**

**十五 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又是一般病床であつて当該医療に係るもの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項**

む将来の医療提供体制に関する構想（以下の病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来的病床数の必要量」という。））に関する事項

イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第三十条の十三第

一項に規定する病床の機能分区ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来的病床数の必要量」という。）

ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項

**八 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項**

**九 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項**

**十 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項**

**十一 医師の確保に関する次に掲げる事項**

**十二 医療従事者（医師を除く。）の確保に関する事項**

**十三 医療の安全の確保に関する事項**

**十四 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項**

**十五 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又是一般病床であつて当該医療に係るもの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項**

- 第六項及び第七項に規定する区域を定めた場合には、当該区域の設定に関する事項

十七 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

医疗計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 地域医療支援病院の整備の目標その他の医療提供施設の整備に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関する事項

三 都道府県は、第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たつては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一 医療連携体制の構築の具体的な方策について、第二項第四号の厚生労働省令で定める疾病又は同項第五号イからトまでに掲げる医療若しくは居宅等における医療ごとに定めること。

二 医療連携体制の構築の内容が、患者が退院後においても継続的に適切な医療を受けることができるることを確保するものであること。

三 医療連携体制の構築の内容が、医療提供施設及び居宅等において提供される保健医療サービスと福祉サービスとの連携を含むものであること。

四 医療連携体制が、医療従事者、介護保険法に規定する介護サービス事業者、住民その他との地域の関係者による協議を経て構築されること。

五 都道府県は、地域医療構想に関する事項を定めるに当たつては、第三十条の十三第一項の規定による報告の内容並びに人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を勘案しなければならない。

六 都道府県は、第二項第十号に掲げる事項を定めるに当たつては、提供される医療の種別として厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が少ないと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができるものとする。

8 して厚生労働省令で定めるものごとに、同号に規定する指標に關し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。

9 第二項第十四号及び第五号に規定する区域の病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした基準は、厚生労働省令で定める。

10 都道府県は、第二項第十七号に規定する基準病床数に関する基準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する基準）にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした基準並びに同項第十七号に規定する基準病床数に関する基準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する基準）において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の基準によらないことができる。

11 都道府県は、第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたことその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十七号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

12 都道府県は、第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合には、政令で定める区域の第二項第十七号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

- るところにより算定した数を加えて得た数を、  
当該基準病床数とみなして、当該申請に対する  
許可に係る事務を行うことができる。

13 都道府県は、医療計画を作成するに当たつて  
は、地域における医療及び介護の総合的な確保  
の促進に関する法律第四条第一項に規定する都  
道府県計画及び介護保険法第一百八十八条第一項に  
規定する都道府県介護保険事業支援計画並びに  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に  
関する法律第十一条第一項に規定する予防計画及  
び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成  
二十四年法律第三十一条)第七条第一項に規定  
する都道府県行動計画との整合性の確保を図ら  
なければならない。

14 都道府県は、医療計画を作成するに当たつて  
は、他の法律の規定による計画であつて医療の  
確保に関する事項を定めるものとの調和が保た  
れるようになるとともに、公衆衛生、薬事、社  
会福祉その他医療と密接な関連を有する施策と  
の連携を図るように努めなければならない。

15 都道府県は、医療計画を作成するに当たつて  
は、当該都道府県の境界周辺の地域における医  
療の需給の実情に照らし必要があると認めるとき  
は、関係都道府県と連絡調整を行うものとす  
る。

16 都道府県は、医療に関する専門的科学的知見  
に基づいて医療計画の案を作成するため、診療  
又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴  
かなければならない。

17 都道府県は、医療計画を定め、又は第三十条  
の六の規定により医療計画を変更しようとする  
ときは、あらかじめ、都道府県医療審議会、市  
町村(救急業務を処理する地方自治法(昭和二  
十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項  
の一部事務組合及び広域連合を含む)及び高  
齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年  
法律第八十号)第一百五十七条の二第一項の保険  
者協議会の意見を聴かなければならない。

18 都道府県は、医療計画を定め、又は第三十条  
の六の規定により医療計画を変更したときは、  
遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとと  
もに、その内容を公示しなければならない。  
**第三十条の五** 都道府県は、医療計画を作成し、  
又は医療計画に基づく事業を実施するために必  
要があると認めるときは、市町村その他の官公  
署、介護保険法第七条第七項に規定する医療保  
険者(第三十条の十四第一項及び第三十条の十

第三十条の二

- 八の五第一項において「医療保険者」という。又は医療提供施設の開設者若しくは管理者に対し、当該都道府県の区域内における医療提供施設の機能に関する情報その他の必要な情報の提供を求めることができる。

**第三十条の六** 都道府県は、三年ごとに第三十条の四第二項第六号、第十号の二及び第十一号に掲げる事項並びに次の各号に掲げる事項のうち同項第六号、第十号の二及び第十一号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項に関するもの（次項において「特定事項」という。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

一 第三十条の四第二項各号（第六号、第十号の二及び第十一号を除く。）に掲げる事項

二 医療計画に第三十条の四第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項

**第三十条の七** 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとする。

一 病院 病床の機能に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進に協力し、地域において必要な医療を確保すること。

二 病床を有する診療所 その提供する医療の内容に応じ、患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、次に掲げる医療の提供その他の地域において必要な医療を確保すること。

イ 病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療を提供すること。

ロ 居宅等において必要な医療を提供すること。

ハ 患者の病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させ、必要な医療を提供すること。

3 病院又は診療所の管理者は、医療計画の達成に資するため、居宅等において医療を提供し、又は福祉サービスとの連携を図りつつ、居宅等における医療の提供に関し必要な支援を行いうよう努めるものとする。

4 病院の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、当該病院の医療業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師又は薬剤師の診療、研究又は研修のために利用させるように努めるものとする。

第三十条の八 厚生労働大臣は、医療計画の作成の手法その他医療計画の作成上重要な技術的項目について、都道府県に対し、必要な助言をすることができる。

第三十条の九 国は、医療計画の達成を推進するため、都道府県に対し、予算の範囲内で、医療計画に基づく事業に要する費用の一部を補助することができる。

第三十条の十 国及び地方公共団体は、医療計画の達成を推進するため、病院又は診療所の不足している地域における病院又は診療所の整備、地域における病床の機能の分化及び連携の推進、医師の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、前項に定めるもののほか、都道府県の区域を超えた広域的な見地から必要とされる医療を提供する体制の整備に努めるものとする。

第三十条の十一 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のために必要がある場合には、病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対して登録するものとする。

第三十条の十二 第七条の二第三項から第五項までの規定は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、同条第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病院（療養病床又は一般病床を有するものに限る。）又は診療所（第七条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）について準用する。この場合においては、その登録を消除しなければならない。

第三十条の十三 厚生労働大臣は、前項においては「要請する」と、同条第四項中「前項」とあるのは「前項」と、「病床数及び当該申請に係る病床数」とあるのは「病床数」と、同条第五項中「第一項若しくは第二項の規定により前項第一項から第三項までの許可を与えない处分をし、又は第三項」とあるのは「第三項」と、「命令しよう」とあるのは「要請しよう」と読み替えるものとする。

2 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第七条の二第三項の規定による要請を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていないと認めるときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置をとるべきことを勧告することができる。

第三十条の十四 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二節の二 災害・感染症医療確保事業に係る人材の確保等

第三十条の十二の一 厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じて、災害が発生した区域又はそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、若しくはそのおそれがある区域に派遣されて第十三条の四第二項第五号ロ又はハに掲げる医療の確保に係る業務に従事する旨の承諾をした者（医師、看護師その他の当該業務に関する必要な知識及び技能を有する者であつて厚生労働大臣が実施する研修の課程を修了したことその他の厚生労働省令で定める基準を満たすものに限り）、を災害・感染症医療業務従事者として登録するものとする。

第三十条の十二の二 厚生労働大臣は、前項の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、同項に定める業務に従事する旨の承諾をした者の申請により行う。

第三十条の十二の三 厚生労働大臣は、前条第一項の災害・感染症医療業務従事者（以下この節において「災害・感染症医療業務従事者」といいう。）について次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を消除しなければならない。

一 本人から登録の消除の申請があつた場合

2 不正の行為があつた場合

三 前条第一項に規定する業務に関し犯罪又は虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

四 命令しよう」とあるのは「要請しよう」と読み替えるものとする。

2 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第七条の二第三項の規定による要請を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていないと認めるときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置をとるべきことを勧告することができる。

第三十条の十二の四 厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じて、この節の規定の実施に必要な限度において、その保有する災害・感染症医療業務従事者に関する情報であつて厚生労働省令で定めるものを当該都道府県知事に提供することができる。

第三十条の十二の五 厚生労働大臣は、第三十条の十二の二第一項の研修及び登録に関する事務並びに前条の情報の提供に関する事務を厚生労働大臣が指定する者に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者は、厚生労働大臣の承認を得て、他の者に同項の規定により委託を受けた事務の全部又は一部を再委託することができる。

第三十条の十二の六 都道府県知事は、第三十条の四第二項第五号ロ又はハに掲げる医療の確保に必要な事業（以下この節において「災害・感染症医療確保事業」という。）を実施するため、当該都道府県の区域内に所在する病院又は診療所の管理者と協議し、合意が成立したときは、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下この条及び第三十条の十二の八第一項において「協定」という。）を締結するものとする。

一 都道府県知事による災害・感染症医療確保事業に係る災害・感染症医療業務従事者又は「医療隊」という。の派遣の求め及び当該求めるに係る派遣に關すること。

二 都道府県知事の派遣の求めに応じ、他の都道府県知事による災害・感染症医療確保事業に係る応援を行うため、災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣を行う場合に

三 前号の規定により派遣する災害・感染症医療業務従事者又は医療隊が行う業務の内容

四 第一号又は第二号の規定による派遣を要する費用の負担の方法

5 協定の有効期間

六 協定に違反した場合の措置

七 その他協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

一 前条第一項の厚生労働省令で定める基準を満たさなくなつたと認められる場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

三 前条第一項に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があつた場合

四 厚生労働大臣は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、協定を締結した病院又は診療所（以下この条において「協定締結病院等」という。）の管理者に対し、協定に基づく災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣の状況その他の事項について報告を求めることができる。

5 都道府県知事は、第三項の規定による報告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定により報告を受けた災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣の状況その他他の事項に關し、厚生労働省令で定める事項を受けたときは、厚生労働大臣に報告しなければならない。

6 都道府県知事が第三項の規定により協定締結病院等の管理者に対し災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣の状況その他の事項の報告を求めた場合において、当該管理者が、当該報告を行つたものとみなす。

7 厚生労働大臣は、第五項の規定による報告（前項の規定により報告を行つたものとみなされた場合を含む。）を受けた事項について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事が閲覧することができるものにより行つたときは、当該報告を受けた都道府県知事は、前項の規定による報告を行つたものとみなす。

8 都道府県知事は、協定締結病院等の管理者が、正当な理由がなく、当該協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に對し、助言その他必要な援助をすることができる。

9 都道府県知事は、協定締結病院等の管理者が、正当な理由がなく、前項の勧告に従わない

ときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを指示することができる。

都道府県知事は、前項の規定による指示をした場合において、当該指示を受けた協定締結院等の管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

前各項に定めるもののほか、協定に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第三十条の十二の七** 国は、災害・感染症医療業務従事者に対する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うものとする。

都道府県は、災害・感染症医療業務従事者に対する災害・感染症医療確保事業に関する業務に関する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うものとする。

**第三十条の十二の八** 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、協定に基づく災害・感染症医療業務従事者又は治療隊の派遣に要する費用は、都道府県が支弁するものとする。

都道府県は、前項に規定する費用のうち、他の都道府県の知事により実施された災害・感染症医療業務従事者又は治療隊の派遣のため支弁した費用は、都道府県が支弁するものとする。

都道府県は、前項に規定する費用のうち、他の都道府県に対し、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

都道府県は、災害・感染症医療業務従事者に対する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

**第三十条の十二の九** この節に定めるもののか、災害・感染症医療確保事業に係る人材の確保等について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第三十条の十四** 都道府県は、構想区域その他の区域において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

**第三十条の十五** 都道府県知事は、第三十条の十三第一項及び第三十条の十八の五第五十一条において「構想区域等」というごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者・医療保険者その他の関係者（以下この条において「関係者」という。）との協議の場

（第三十条の十八の四第三項、第三十条の十八の五第一項及び第二項並びに第三十条の二十三第一項を除き、以下「協議の場」という。）を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するためには、必要な事項について協議を行うものとする。

**第三十条の十六** 都道府県知事は、第二項の協議の場における協議を終了する場合は、その結果を公表することができる。

**第三十条の十七** 都道府県知事は、第三十条の五第七項において読み替えて準用する同条第六項又は前条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による要請を受けた病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていないと認めるときは、当該病床機能報告対象病院

は、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう努めなければならない。

い。

都道府県知事は、第二項の協議の場における協議の内容及び第四項の説明の内容を踏まえ、当該理由等がやむを得ないものと認められないときは、報告病院等（第七条の二第一項各号に掲げる者が開設するものに限る。）の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、第三十条の十三第一項の規定による報告に係る基準日病床機能を当該報告に係る基準日後病床機能に変更しないことその他必要な措

置をとるべきことを命ずることができる。

前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成のため特に必要がある場合において、第七条の二第一項各号に掲げる者が開設する報告病院等について定めるための協議の場において、前項中「命ずる」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

**第三十条の十八** 都道府県知事は、医療計画において定める地域医療構想の達成を推進するための協議の場において、前項中「命ずる」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

都道府県知事は、前項の規定による要請を受けた病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に係る将来の病床数の必要量に既に達しているときは、報告病院等の開設者又は管理者に

対し、当該報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由その他の厚生労働省令で定める事項（以下この条において「理由等」という。）を記載した書面の提出を求める

ことができる。

都道府県知事は、前項の書面に記載された理由等が十分でないと認めるときは、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、協議の場において開設するものに限る。の開設者又は管理者に係る将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成のため特に必要がある場合において、第七条の二第一項各号に掲げる者が開設する病床機能報告対象病院等について準用する。この場合において、前項中「命ずる」とあるのは、「要請する」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

**第三十条の十九** 都道府県知事は、第三十条の五第七項において読み替えて準用する同条第六項又は前条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による要請を受けた病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていないと認めるときは、当該病床機能報告対象病院

等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告することができる。

#### 第三十条の十八

都道府県知事は、第三十条の十六第五第六項の規定による命令、第三十条の十六第一項の規定による指示又は前条の規定による勧告をした場合において、当該命令、指示又は勧告を受けた病床機能報告対象病院等の開設者は管理事者がこれに従わなかつときは、その旨を公表することができる。

#### 第四節 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保

第三十条の十八の二 病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの（以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一 当該無床診療所において提供する外来医療のうち、前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療に該当するもの的内容

二 当該無床診療所が地域において前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な診療所としての役割を担う意向を有する場合は、その旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

第三十条の十八の二 病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの（以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一 当該外来機能報告対象病院等において提供する外来医療のうち、その提供に当たつて医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用するものとして厚生労働省令で定める外来医療に該当するもの的内容

二 当該外来機能報告対象病院等が地域において前号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な診療所としての役割を担う意向を有する場合は、その旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

第三十条の十八の四 地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「かかりつけ医機能報告対象病院等」という。）の管理者は、慢性の疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者として厚生労働省令で定める者（第一号及び第二号において「継続的な医療を要する者」という。）に対するかかりつけ医機能のうち、継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能（厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容

一 前号の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

二 前号の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

三 前号に掲げるもののほか、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

一 当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

二 前号の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

三 前号に掲げるもののほか、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

一 当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

二 前号の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

三 前号に掲げるもののほか、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

一 当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

二 前号の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事は、前号の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

三 前号に掲げるもののほか、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

口 病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させるため、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該かかりつけ医機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

第三十条の十八の三 患者を入院させるための施設を有しない診療所（以下この条において「無床診療所」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の都道府県知事に報告することができる。

一 当該無床診療所において提供する外来医療のうち、前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療に該当するもの的内容

二 当該無床診療所が地域において前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な診療所としての役割を担う意向を有する場合は、その旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

第三十条の十八の四 地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「かかりつけ医機能報告対象病院等」とあるのは、「無床診療所」と読み替えるものとする。）

一 第三十条の十三第三項及び第四項の規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、「第三十条の十八の四第六項」と読み替えるものとする。

二 介護その他の医療と密接に関連するサービスを提供する者と連携して必要な医療を提供する機能

ハ 居宅等において必要な医療を提供する機能

第三十条の十八の五 都道府県は、第三十条の四第二項第十四号に規定する区域その他の当該都道府県の知事が適當と認める区域（以下この条において「対象区域」という。）ごとに、診療場所の名称及びその連携の内容

三 当該かかりつけ医機能報告対象病院等及び他の病院又は診療所が厚生労働省令で定めるところにより相互に連携して前号に規定する機能を確保するときは、当該の病院又は診療所の名称及びその連携の内容

四 その他厚生労働省令で定める事項

五 第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、かかるつけ医機能報告対象病院等に係る第一項及び第四項の規定による報告について準用する。この場合において、「第三十条の十八の四第六項」と読み替えるものとする。

第三十条の十八の六 都道府県は、第三十条の四第二項第十四号に規定する区域その他の当該都道府県の知事が適當と認める区域（以下この条において「前項」とあるのは、「第三十条の十八の四第六項」と読み替えるものとする。）

一 第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、かかるつけ医機能報告対象病院等に係る第一項及び第四項の規定による報告について準用する。この場合において、「第三十条の十八の四第六項」と読み替えるものとする。

二 介護その他の医療と密接に連携して必要な医療を提供する機能

ハ 居宅等において必要な医療を提供する機能

第三十条の十八の七 都道府県は、第三十条の四第二項第十四号に規定する区域その他の当該都道府県の知事が適當と認める区域（以下この条において「前項」とあるのは、「第三十条の十八の四第六項」と読み替えるものとする。）

一 第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、かかるつけ医機能報告対象病院等に係る第一項及び第四項の規定による報告について準用する。この場合において、「第三十条の十八の四第六項」と読み替えるものとする。

二 介護その他の医療と密接に連携して必要な医療を提供する機能

ハ 居宅等において必要な医療を提供する機能

2

関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調査された事項については、その実施に協力するよう努めなければならぬ。

都道府県は、第一項の規定に基づき同項第四号に掲げる事項（介護その他医療と密接に関連するサービスに関するものとして厚生労働省会で定める事項に限る。）を協議する場合には、当該市町村が作成した地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画、介護保険法第六百七十三条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他の医療と密接に関連するサービスに関する計画の内容を考慮するものとする。

都道府県は、第一項の規定に基づき同項第四号に掲げる事項を協議する場合には、対象区域における住民の健康の保持の推進に関する施策の実施の状況、高齢者保健事業（高齢者の医療の確保に関する法律第六百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業をいう。）その他これと一体的に行われる事業の実施の状況及び地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）第七十条第一項第一号及び第七十条の七において同じ「前項に規定する場合」の構築に向けた取組の状況に留意するものとする。

都道府県は、対象区域が構想区域等と一致する場合には、当該対象区域における第一項の協議に代えて、当該構想区域等における協議の場において、同項各号に掲げる事項について協議を行うことができる。

前項に規定する場合には、第三十条の十四第一項に規定する関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において当該関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

### 第三十条の二十

厚生労働大臣は、前条の規定によれば、診療所の管理者が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るためのべき事項を定め、これを公表する

療計画において定め  
の実施に必要な事項  
協議が調つた事項に  
らない。

る医師の確保に関する事項について協議を行い、当該について、公表しなければな

の確保に資する  
第二項第十一号  
れる医師の数  
他の厚生労働省  
ばならない。

これらを踏まえ、第三十条の四の規定によるものとなるよう、省令で定める事項に配慮しなければならない。

**第三十条の二十** 基づき病院又に關して、その指針となるものとする。

**第三十条の二十一** 務環境の改善を実施するよ

**一** 病院又は務環境の改

**二** 病院又は務環境の改

うこと。

**三** 前二号に勤務環境のと。

**2** 都道府県は一部を厚生とができる。

**3** 都道府県又者は、第一項係る事務を実について特に一医師の確

**4** 都道府県又た者は、第一に係る事務を

**5** 第二項の規その役員若し者は、正当なに關して知り

る事務の適切対し、必要なものとする。

院 定する公的医療機関（第五章「医療機関」）について協議を行い、当該の二第一項に規定する都道府県の病院外の病院（公的医療機関に厚生労働省令で定めるもの）の他の医療従事者の養成に関する事項の認定を受けた第四十二条の規定による。前項第一号に掲げる事項に当たつては、医師の派遣に関する継続的な援助に関する事項に付する。前項第一号に掲げる事項に当たつては、医師の派遣に関する継続的な援助に関する事項に付する。

第二項各号者は、同項のに参画するよには、これにい。  
第三十条の二十に規定する協三十条の二十が調つた事項があると認め者の開設者医師の派遣、一保を特に図る医師の確保ができる。  
**第三十条の二十一** 基づき、一确保するため努めるものと  
一 第三十条 在する病院動向、同条の病院及びいる要因そ醫療の確保と。  
二 病院及び関係者に対し、必要な行うこと。  
三 就業を希望して医学を専し、就業に提供、助言と。  
四 医師に対技能に関する助言その他  
五 第三十条計画を策定

六 第三十条の二十三第二項第二号から第四号までに掲げる事項の実施に關し必要な調整を行ふこと。

七 前各号に掲げるものほか、病院及び診療所における医師の確保を図るために必要な支援を行うこと。

都道府県は、前項各号に掲げる事務のほか、医師について職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行うこと又は医業について労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第五条第一項の許可を受けて労働者派遣事業を行うことができる。

都道府県は、第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務（以下この条及び次条において「地域医療支援事務」という。）の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。

都道府県又は第三項の規定による委託を受けた者は、地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たつては、第三十条の二十第一項各号に掲げる事務又は同条第二項の規定による委託に係る事務を実施する者と相互に連携を図らなければならない。

第三項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二十六 国は、地域医療支援事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力をを行うものとする。

第三十条の二十七 第三十条の二十三第一項各号（第三号を除く。）に掲げる者及び医療従事者は、協議が調つた事項その他都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するよう努めるとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力するよう努めなければならない。

第六節 公的医療機関

第三十一条 公的医療機関（都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院）

は診療所をいう。以下の節において同じ。）は、協議が調つた事項その他都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力しなければならない。

都道府県は、前項各号に掲げる事務のほか、医師について職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行うこと又は医業について労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第五条第一項の許可を受けて労働者派遣事業を行うことができる。

都道府県は、第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務（以下この条及び次条において「地域医療支援事務」という。）の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。

都道府県又は第三項の規定による委託を受けた者は、地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たつては、第三十条の二十第一項各号に掲げる事務又は同条第二項の規定による委託に係る事務を実施する者と相互に連携を図らなければならない。

第三項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二十六 国は、地域医療支援事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力をを行うものとする。

第三十条の二十七 第三十条の二十三第一項各号（第三号を除く。）に掲げる者及び医療従事者は、協議が調つた事項その他都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するよう努めるとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力するよう努めなければならない。

第四十条 医療法人でない者は、その名称中に、医療法人という文字を用いてはならない。

第四十条の二 医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならぬ。

第三十二条及び第三十三条 削除

第三十四条 厚生労働大臣は、医療の普及を図るために必要があると認めるときは、第三十一条に規定する者に対する公的医療機関の設置を命ずることができる。

第三十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、次の事項を命ずることができる。

一 当該病院又は診療所の医療業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該公的医療機関に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させること。

二 医師法第十一条第一項第二号若しくは歯科医師法第十一条第一項第二号の規定による実地修練又は医師法第十六条の二第一項若しくは歯科医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を行わせるのに必要な条件を整備すること。

三 医学又は歯学に関する研究所の設置

四 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動）を行う。次号において同じ。）を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置である。

五 疾病予防のため温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置である。

六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務

七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項及び第三項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

八 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームの設置

により都道府県知事の認定を受けたもの（以下「社会医療法人」という。）は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めにより協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力しなければならない。

都道府県は、前項の規定による法人は、医療法人と称す。が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができる。

一 役員のうちには、各役員について、その役員のうちには、各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が社員の総数の三分之一を超えて含まれることがないこと。

二 社団たる医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が社員の総数の三分之一を超えて含まれることがないこと。

三 財團たる医療法人の評議員のうちには、各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の三分之一を超えて含まれることがないこと。

四 救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。次条において同じ。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県（次のイ又はロに掲げる医療法人にあつては、それぞれ又はロに定める都道府県）において行つていること。

イ 二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人（ロに掲げる者を除く。）当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定められた区域において病院を開設し、かかる同号に規定する区域において診療所を開設する医療法人であつて、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定め

る基準に適合するもの	当該病院の所在地の都道府県
イ 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	前号の業務について、次に掲げる事項に関する基準に適合していること。
ロ 当該業務を行うための体制	厚生労働大臣が定める基準に適合していること。
ハ 当該業務の実績	前号に掲げるもののほか、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
七 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。	前号に掲げるもののほか、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
八 都道府県知事は、前項の認定をするに当つては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。	前号に掲げるもののほか、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
九 収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。	前号に掲げるもののほか、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
第十条の三 前条第一項の認定（以下この項及び第六十四条の二第一項において「社会医療法人の認定」という。）を受けた医療法人のうち、前条第五号ハに掲げる要件を欠くに至つたこと（当該要件を欠くに至つたことが当該医療法人の責めに帰することができない事由として厚生労働省令で定める事由による場合に限る。）により第六十四条の二第一項第一号に該当し、同項の規定により社会医療法人の認定を取り消されたもの（前条第一項各号（第五号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものに限る。）は、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画（以下この条において「実施計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。	前号に掲げるもののほか、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
十一 前条第二項の規定は、第一項の認定をする場合について準用する。	前号に規定するもののほか、実施計画の認定及び第三項の規定の例により収益業務を行ってできる。
十二 前条第一項に規定するものと同一のものとが前条第一項の規定は、第一項の認定をする場合について準用する。	前号に規定するものと同一のものとが前条第一項の規定は、第一項の認定をする場合について準用する。

第十四条 医療法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事（以下この章（第三項及び第六十六条の三を除く。）において単に「都道府県知事」という。）の認可を受けなければ、医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。	2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。
第十五条 第二節 設立	2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。
第十六条 医療法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならぬ。	2 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可をし、又は認可をしない处分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
第十七条 第三節 機関	2 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可をし、又は認可をしない处分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
第十八条 第一款 機関の設置	2 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可をし、又は認可をしない处分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第十九条 第二款 社員総会及び社員による規程	2 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、總社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができない。
第二十条 第三款 資産及び会計に関する規定	2 社員総会の議事は、この法律又は定款に別段の定めがある場合は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第二十一条 第四款 役員に関する規定	2 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第二十二条 第五款 理事会に関する規定	2 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第二十三条 第六款 事務所の所在地	2 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第二十四条 第二款 第二款 財團たる医療法人にあつては、評議員会及び評議員に関する規定	2 社員総会の決議について特別の利害関係を有する社員は、議決に加わることができる。
第二十五条 第三款 公告の方法	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第二十六条 第四款 解散に関する規定	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第二十七条 第五款 財團たる医療法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は理事の任免の方針を定めなければならぬ。	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第二十八条 第六款 医療法人の設立当初の役員は、定款又は寄附行為をもつて定めなければならない。	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第二十九条 第七款 理事長の任命	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第三十条 第八款 理事長の選任	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第三十一条 第九款 理事長の職務	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第三十二条 第十款 理事長の権限	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第三十三条 第十一款 理事長の報酬	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第三十四条 第十二款 理事長の解任	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第三十五条 第十三款 理事長の退職	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第三十六条 第十四款 理事長の職務の譲り受け	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第三十七条 第十五款 理事長の職務の譲り受け	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第三十八条 第十六款 理事長の職務の譲り受け	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第三十九条 第十七款 理事長の職務の譲り受け	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第四十条 第十八款 理事長の職務の譲り受け	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第四十一条 第十九款 理事長の職務の譲り受け	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第四十二条 第二十款 理事長の職務の譲り受け	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第四十三条 第二十一款 理事長の職務の譲り受け	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第四十四条 第二十二款 理事長の職務の譲り受け	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第四十五条 第二十三款 理事長の職務の譲り受け	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第四十六条 第二十四款 理事長の職務の譲り受け	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。
第四十七条 第二十五款 理事長の職務の譲り受け	2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができる。

る)、第四十七条の三第一項(各号列記以外的部分に限る)、第四十七条の四第三項、第四十条の五、第四十七条の六及び第五十七条の規定は、医療法人の社員総会について準用する。この場合において、同法第四十七条の二中「次に掲げる資料(第四十七条の四第三項において「社員総会参考書類等」という)」とあるのは、「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五十一条の二第一項の事業報告書等」と、「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と、同法第四十七条の三第一項中「次に掲げる」とあり、及び同法第四十七条の五第一項中「第四十七条の二第一項の事業報告書等」と、「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と記載され、又は記録された事項並びに当該事項を修正したときは、その旨及び修正前の」と、同法第四十七条の六中「同項第六号」とあるのは、「医療法第四十六条の三の六において読み替えて準用する同項」と、同法第五十七条第一項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第四十六条の四 評議員となる者は、次に掲げる者とする。**

- 1 医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 3 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 4 前三号に掲げる者のか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の評議員となることができない。
- 6 この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定によるところに該当する者として厚生労働省令で定めるもの
- 7 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

**第四十六条の四 評議員及び評議員会**

評議員となる者は、次に掲げる者とする。

- 1 医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 3 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 4 前三号に掲げる者のか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の評議員となることができない。
- 6 この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定によるところに該当する者として厚生労働省令で定めるもの
- 7 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

**第三款 評議員及び評議員会**

評議員となる者は、次に掲げる者とする。

- 1 医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 3 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 4 前三号に掲げる者のか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の評議員となることができない。
- 6 この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定によるところに該当する者として厚生労働省令で定めるもの
- 7 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

**第四十六条の四 評議員会**

評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を微することができる。

**第四十六条の四の一 評議員会の目的**

評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員の五分の一の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることはできる。

**第四十六条の四の二 評議員会の開催**

評議員会の招集の通知は、その評議員会の日より少なくとも五日前に、その評議員会の目的である事項を示し、寄附行為で定めた方法に従つてしまなければならない。

**第四十六条の四の三 評議員会の決議**

評議員会においては、前項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

**第四十六条の四の四 評議員会の過半数**

半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができない。

**第四十六条の四の五 評議員会の議事**

評議員会は、総評議員の過半数で決議の場合を除き、出席者の議決権の過半数で決議をすることができない。

**第四十六条の四の六 評議員会の決議**

評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を微することができる。

**第四十六条の四の七 評議員会の決議**

評議員会の決議に付する事項は、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員の五分の一の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることはできる。

**第四十六条の五 職務の執行**

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百九十三条の規定は、医療法人の評議員会について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとする。

**第四十六条の五の一 職務の執行**

社団たる医療法人は、出席者の三分の二(二)れを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上の賛成がなければ、第一項の社員総会(監事を解任する場合に限る)の決議をすることができる。

**第四十六条の五の二 職務の執行**

財團たる医療法人の役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、その役員を解任することができる。

**第四十六条の五の三 職務の執行**

社団たる医療法人は、出席者の三分の二(二)れを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上の賛成がなければ、前項の評議員会(監事を解任する場合に限る)の決議をすることができる。

**第四十六条の五の四 職務の執行**

心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

**第四十六条の五の五 職務の執行**

財團たる医療法人は、出席者の三分の二(二)れを上回る割合を寄附行為で定めた場合にあつては、その割合以上の賛成がなければ、前項の評議員会(監事を解任する場合に限る)の決議をすることができない。

**第四十六条の五の六 職務の執行**

この法律又は定款若しくは寄附行為で定めた役員の員数が欠けた場合は、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員の職務を行うべき者を含む)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

**第四十六条の五の七 職務の執行**

前項に規定する場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任しなければならない。





債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

一 事業報告書等  
二 第四十六条の八第三号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。）  
三 定款又は寄附行為

2 社会医療法人及び第五十一条第二項の医療法人（社会医療法人を除く。）は、次に掲げる書類（第一号に掲げる書類にあつては、第五十一条第二項の医療法人に限る。）をその主たる事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

一 前項各号に掲げる書類  
二 公認会計士又は監査法人の監査報告書（以下「公認会計士等の監査報告書」という。）  
三 医療法人は、第五十五条の二第一項の社員総会の日（財団たる医療法人にあつては、同条第五項において読み替えて準用する同条第一項の評議員会の日）の一週間前の日から五年間、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

4 前項の規定は、医療法人の從たる事務所における書類の備置き及び閲覧について準用する。この場合において、第一項中「書類」とあるのは「書類の写し」と、第二項中「限る。」とあるのは「限る。」の写し」と、前項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「事業報告書等」とあるのは「事業報告書等の写し」と、「監査報告書」とあるのは「監査報告書の写し」と読み替えるものとする。

第五十二条 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

一 事業報告書等  
二 監事の監査報告書  
三 第五十五条の二第一項の医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

2 第五十四条の二 社会医療法人債  
第五十四条の二 社会医療法人は、救急医療等確実事業の実施に資するため、社員総会において議決された額又は寄附行為の定めるところにより評議員会において議決された額を限度として、社会医療法人債（第五十四条の七において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定により社会医療法人が行う割当てにより発生する当該社会医療法人を債務者とする金銭債権であつて、次条第一項各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。以下同じ。）を発行することができる。社会医療法人債を発行したときは、社会医療法人債の発行収入金に相当する金額を第四十二条の二第三項に規定する特別の会計に繰り入れてはならない。

十二 第五十四条の三 社会医療法人債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集社会医療法人債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日

十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項  
一 前項第二号に掲げる事項その他の社会医療法人債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として厚生労働省令で定める事項は、理事の過半数で決しなければならない。

第十五条の四 社会医療法人は、社会医療法人債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社会医療法人債（当該募集に応じて当該社会医療法人債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社会医療法人債をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 募集社会医療法人債の発行により調達する資金の用途

二 募集社会医療法人債の総額

三 各募集社会医療法人債の金額

四 募集社会医療法人債の利率

五 募集社会医療法人債の償還の方法及び期限

六 利息支払の方法及び期限

七 社会医療法人債券（社会医療法人債を表示する証券をいう。以下同じ。）を発行するときは、その旨

八 社会医療法人債に係る債権者（以下「社会医療法人債権者」という。）が第五十四条の七において準用する会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないことをするときは、その旨

九 社会医療法人債管理者が社会医療法人債権者集会の決議によらずに第五十四条の七において準用する会社法第七百六条第一項第二号に掲げる行為をすることができるときには、その旨

十 各募集社会医療法人債の払込金額（各募集社会医療法人債と引換えに払い込む金銭の額をいう。）若しくはその最低金額又はこれらの算定方法

十一 募集社会医療法人債と引換えにする金銭の払込みの期日

十二 一定の日までに募集社会医療法人債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集社会医療法人債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日

十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項  
一 前項第二号に掲げる事項その他の社会医療法人債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として厚生労働省令で定める事項は、理事の過半数で決しなければならない。

第十五条の四 社会医療法人は、社会医療法人債を発行した日以後遅滞なく、社会医療法人債原簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 前条第一項第四号から第九号の二までに掲げる事項その他の社会医療法人債の内容を特定するものとして厚生労働省令で定める事項（以下「種類」という。）

二 種類ごとの社会医療法人債の総額及び各社会医療法人債の金額

三 各社会医療法人債と引換えに払い込まれた金額の額及び払込みの日

四 社会医療法人債権者（無記名社会医療法人債（無記名式の社会医療法人債券が発行されている社会医療法人債をいう。）の社会医療法人債権者を除く。）の氏名又は名称及び住所

五 前号の社会医療法人債権者が各社会医療法人債を取得した日

六 社会医療法人債券を発行したときは、社会医療法人債券の番号、発行の日、社会医療法人債券が記名式か、又は無記名式かの別及び無記名式の社会医療法人債券の数

第七百七十七条から第七百七十九条までの三から第七百四十二条まで、第六百八十二条、第六百八十三条、第六百八十四条（第四項及び第五項を除く。）第六百八十五条から第七百一条まで、第七百三十三条から第七百四十二条まで、第七百四十四条の三から第七百四十四条の七まで、第七百七十七条から第七百四十二条まで、第七百七十九条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条（第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、社会医療法人が社会医療法人債を発行する場合における社会医療法人債、募集社会医療法人債、社会医療法人債券、社会医療法人債権者、社会医療法人債管理者、社会医療法人債権者集会又は社会医療法人債原簿について準用する。この場合において、必要な技術的説明は、政令で定める。

第五十四条の八 社会医療法人債は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他











ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しないもの

一 第七十一条の二十一第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

二 暴力団員等がその事業活動を支障するもの

三十一条の五 医療連携推進認定を受けた一般社団法人(以下「地域医療連携推進法人」といふ。)は、その名称中に地域医療連携推進法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。

前項の規定による名称の変更の登記の申請書には、医療連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

地域医療連携推進法人でない者は、その名称又は商号中に、地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

七十一条の六 都道府県知事は、不正の目的をもつて、他の地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

第二节 業務等

七十一条の七 地域医療連携推進法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その医療連携推進区域において病院等を開設し、又は介護事業等に係る施設若しくは事業所を開設し、若しくは管理する参加法人等の業務の連携の推進及びその運営の透明性の確保を図り、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

第七十条の八 地域医療連携推進法人は、医療連携推進方針において、第七十条の二第四項に規定する事項を記載した場合に限り、参加法人等が開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所に係る業務について、医療連携推進方針に沿つた連携の推進を図ることを目的とする業務を行うことができる。

二 地域医療連携推進法人（その定款に第七十条第二項第三号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定めている地域医療連携推進法人を除く。）は、次に掲げる要件に該当する場合に限り、出資を行うことができる。

一 出資を受ける事業者が医療連携推進業務に充てるものであること。

二 出資に係る収益を医療連携推進業務に充てるものであること。

三 その他医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

4 地域医療連携推進法人が、病院等を開設（地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として行う公の施設である病院等の管理を含む。）し、又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であつて厚生労働省令で定めるものを開設し、若しくは管理しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、医療連携推進認定をした都道府県知事（以下この章において「認定都道府県知事」という。）の確認を受けなければならない。

5 認定都道府県知事は、第三項の確認をし、又は確認をしない处分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならぬ。

第六十一条の九 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第十八条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、同条中「公益目的事業財産」とあるのは、「医療連携推進目的事業財産」と、「公益目的事業財産」と、「公益目的事業財産」





二 第十四条の規定に違反したとき。

三 第六条の八第一項、第六条の六第四項、第六条の七第一項又は第七条第一項の規定に違反したとき。

二 第十四条の規定に違反したとき。

三 第六条の八第二項、第七条の二第三項、第二十三条の二、第二十四条、第二十八条、第二十九条第一項又は第三十条の十五第六項の規定に基づく命令又は处分に違反したとき。

二 第八十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした医療事故調査・支援センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の二十の許可を受けないで、調査等業務の全部を廃止したとき。

二 第六条の二十三の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第六条の二十四第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第八十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条第三項、第四条の二第三項、第四条の三第三項、第八条、第八条の二第二項、第九条、第十条、第十一项、第十二条、第十六条、第十八条、第十九条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項第二号から第十一号まで若しくは第二項第二号、第二十二条第一号若しくは第四号から第八号まで、第二十二条の二第二号若しくは第五号、第二十二条の三第二号若しくは第五号又は第二十七条の規定に違反したとき。

二 第五条第二項、第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項から第四項までの規定による報告若しくは提出を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項から第三項までの規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第十四条の二第一項又は第二項の規定による掲示を怠り、又は虚偽の掲示をしたとき。

二 第九十条 法人（法人でない社団又は財団で代表者は又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格の

二 ない社団等の管理人を含む。又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第八十五条の二、第八十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

三 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の民事訴訟に関する法律の規定を準用する。

四 第九十一条 社会医療法人の役員、社会医療法人債原簿管理人（第五十四条の七において準用する会社法第六百八十三条に規定する者をいう。）、社会医療法人債管理者、事務を承継する社会医療法人債管理者（第五十四条の七において準用する会社法第七百十一条第一項又は第七百四十四条の七において準用する会社法第七百十一条第一項若しくは第三項若しくは第三百四十四条の七において準用する会社法第七百四十四条の七において準用する同法第七百十一條第一項又は第七百十四條第一項若しくは第三項の規定により社会医療法人債管理補助者の事務を承継する社会医療法人債管理補助者をいう。）、代表社会医療法人債権者又は決議執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律において準用する会社法の規定による公告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二 この法律において準用する会社法の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

三 この法律において準用する会社法の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 社会医療法人債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

五 社会医療法人債原簿、議事録（第五十四条の七において準用する会社法第七百三十二条第一項の規定により作成する議事録をいう。次号において同じ。）、第五十四条の七において準用する同法第六百八十二条第一項若しくは第六百九十五条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第五十四条の七において準用する会社法第六百八十四条第一項又は第七百三十一条第二項の規定に違反して、社会医療法人債原簿又は議事録を備え置かなかつたとき。

七 社会医療法人債の発行の日前に社会医療法人債券を発行したとき。

八 第五十四条の七において準用する会社法第六百九十六条の規定に違反して、遅滞なく、社会医療法人債券を発行しなかつたとき。

九 社会医療法人債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十 第五十四条の五の規定に違反して社会医療法人債を発行し、又は第五十四条の七において準用する会社法第七百十一条第一項（第五十四条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して事務を承継する社会医療法人債管理者若しくは社会医療法人債管理補助者を定めなかつたとき。

第九十二条 第六条の四の四第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をした者又は第三十条の十三第五項、第三十条の十八の二第二項若しくは第三十条の十八の四第六項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、医療法人の理事、監事若しくは清算人又は地域医療連携推進法人の理事、監事若しくは清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 第四十六条第二項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

三 第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する

四 第四十六条の三の六において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第五十七条第二項から第四項まで、第四十六条の四の七において準用する同法第一百九十三条第二項から第四項まで若しくは第四十六条の七の二第一項において準用する同法第九十七条第一項から第三項までの規定による議事録の備付けを怠り、これに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざる公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

五 第五十一条の三第一項（第七十条の十四において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第二項（同条第四項（第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第三项（第五十五条の四第四項及び第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに第五十一条の四第一項若しくは第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

六 第五十一条の四第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第三项（第五十五条の四第四項及び第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに第五十一条の四第一項若しくは第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

七 第五十二条第一項（第七十条の十四において準用する場合を含む。）又は第五十四条の九第五項（第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

八 第五十四条（第七十条の十四において準用する場合を含む。）の規定に違反して剩余金の配当をしたとき。

九 第五十五条第五項又は第五十六条の十第一項（これらの規定を第七十条の十五において準用する場合を含む。）の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十 第五十六条の八第一項又は第五十六条の十一項（これらの規定を第七十条の十五において

いて準用する場合を含む。)の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。  
一 第五十八条の三第二項(第五十九条の二において準用する場合を含む。)又は第六十

条の四第二項（第六十一条の三において準用する場合を含む。）の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれらの規定による閲覧を拒んだとき。

（これらの規定を第五十九条の二において準用する場合を含む。）又は第六十条の五第一項若しくは第三項（これらの規定を第六一条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して、吸収合併、新設合併、吸収分割又は新設分割をしたとき。

て、同一の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

いて準用する場合を含む。又は第六十四条の二第一項の規定による命令に違反して業務を行つたとき。

**附 則** **抄**  
**九十五条** この法律は、医師法施行の日から、  
これを施行する。

号、以下旧法という。) 第二十一一条の規定により開設の許可を受け、又は国民医療法施行規則(昭和十七年厚生省令第四十八号、以下旧規則といふ。)第七十四条の規定により許可を受けたとみなされた診療所又は患者二十人以上の収容施設を有する病院であつて、この法律施行の際現に存するものは、これを第七条又は第八条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受け、又は診療所の開設の届出をしたものとみなす。

旧法第二十一条の規定により開設の許可を受け、又は旧規則第七十四条の規定により許可を受けたとみなされた患者十九人以下の収容施設を有する病院であつて、この法律施行の際現在存するものは、これを第七条又は第八条の規定

により診療所の開設の許可を受け、又は開設の届出をしたものとみなす。但し、この法律施行の日から六月間は、第三条第二項の規定にかかわらず、なお從来の名称を用いることができる。

前二項に該当する病院又は診療所の構造設備については、この法律施行の日から三年間は、なお旧法の規定によることができる。但し、構造設備に重大な変更を加える必要がある場合において、その病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この法律施行の日

から三年を経過した後においても当分の間は、なお旧法の規定によることができる。

**第十八条** 旧規則第三十六条第一項第二号の規定によつて厚生大臣の許可を受けた者は、これを第六条の六第一項の規定によつて許可を受けたものとみなす。

定によつて都道府県知事がなし、又は旧規則第八十条の規定によつてなしたものとみなされた处分は、これをこの法律の相当規定によつてなしたものとみなす。

**五百三十三条** 国は、当分の間、病院又は診療所の開設者に対し、病院又は診療所の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県に対し、病院又は

診療所の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該病院又は診療所の開設者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲において、無利子で貸し付けることができる。

前二項の國の貸付金の償還期間は、五年（一二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

病院又は診療所の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

**第一百四条** 都道府県は、平成二十五年四月一日から令和十五年三月三十日までの間、医療計画を作成するに当たつては、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第一条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われるものとみなす。

域における医療の特殊事情に鑑み、当該地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

**第一百五条** 厚生労働大臣は、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行なうことができるよう、当分の間において国及び都道府県並びに病院又は診療所の管理者その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

**第一百六条** 都道府県は、当分の間、第三十条の十四第一項、第三十三条の十八の五第一項及び第三十四条の二十三第一項の協議を行うに当たつて

**第一百七条** 病院又は診療所の管理者は、当分の間、当該病院又は診療所に勤務する医師の健康状態を把握し、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

**第一百八条** 病院又は診療所の管理者は、当分の間、当該病院又は診療所に勤務する医師のうち、各月の労働時間の状況が厚生労働省令で定める要件に該当する者（以下この条において

「面接指導対象医師」という。)に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師(面接指導対象医師)に対し、面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと)をいう。以下同じ。)を行うのに適切な者として厚生労働省令で定める者(該当する者)を限る。(以下二つ

2 定める要件に該当する者に附す。以下この条において「面接指導実施医師」という。による面接指導を行わなければならない。

面接指導対象医師は、前項の規定により病院又は診療所の管理者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、当該管理者の指定した面接指導実施医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の面接指導実施

3  
い。  
医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を当該管理者に提出したときは、この限りでない。

病院又は診療所の管理者は、面接指導実施医師に対し、厚生労働省令で定めるところにより、面接指導対象医師の労働時間に関する情報その他の面接指導実施医師が面接指導を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

4 病院又は診療所の管理者は、第一項又は第二項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該面接指導対象医師の健康を保持するため必要な措置について、厚生労働省令で定め

るところにより、面接指導実施医師の意見を聽かなければならぬ。

病院又は診療所の管理者は、前項の規定による面接指導実施医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導対象医師の実情を考慮して、厚生労働省令で定めるところにより、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じなければならない。

病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師について、各月の当該面接指導対象医師の労

効時間の状況が特に長時間であるものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、労働時間の短縮のために必要な措置を講じなければならぬ。



条の規定は技能向上集中研修機関の同項に規定する業務の変更について、第一百七十七条の規定は同項の規定による技能向上集中研修機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第一百三十三条第二項中「同項に規定する業務に従事する」とあるのは「第一百十九条各号に規定する業務に従事する」である。第一項に規定する業務に従事する同項各号に定める」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第一百十九条」と、第一百七十七条第一項第一号中「第一百十三条规定第一項」とあるのは「第一百十九条各号」と、同項第二号中「第一百十三条规定第三項各号」とあるのは「第一百十九条第二項において準用する第一百十三条规定各号」と読み替えるものとする。

一 医師法第十六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修を受ける  
二 医師法第十六条の十一第一項の研修を行ふ  
病院又は診療所 当該研修を受ける医師  
第一百三十三条第二項から第七項まで、第一百四十四

事する医師」とあるのは「他の病院又は診療所に派遣される医師(第百一十八条第一項に規定する派遣に係るものに限る。)」と、同条第七項定めた「二の条」とあるのは「第一百一十八条」と、前条第一項第一号中「第一百一十三条第一項に規定する業務がなくなつた」とあるのは「次条第一項に規定する医師の派遣が行われなくなつた」と、同項第二号中「第一百一十三条第三項各号」とあるのは「次条第二項において準用する第一百一十三条第三項各号」と読み替えるものとする。

**第一百一十九条** 都道府県知事は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する病院又は診療所であつて、それぞれ該当各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるものを、当該都道府県の区域に所在するものに限る。を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、技能向上集中研修機関として指定することができる。

と読み替えるものとする。

**第一百二十二条** 前条第一項の確認を受けようとす  
る病院又は診療所は、実費を勘案して政令で定  
める額の手数料を納付しなければならない。

厚生労働大臣は、前条第一項の確認に係る事  
務の全部又は一部を、厚生労働省令で定める者  
に委託することができる。

前項の規定による委託を受けた者若しくはそ  
の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者  
は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に  
関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**第一百二十三条** 特定地域医療提供機関、連携型特  
定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及  
び特定高度技能研修機関（以下「特定労務管理  
対象機関」と総称する。）の管理者は、労働時  
間短縮計画に基づき、医師の労働時間の短縮の  
ための取組を実施しなければならない。

特定労務管理対象機関の管理者は、三年を超  
えない範囲内で厚生労働省令で定める期間ごと  
えいの範囲内で厚生労働省令で定める期間ごと

するためには、当該技能の修得のための研修を行ふ病院又は診療所であつて、当該研修を受ける医師（当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものであつて、当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定高度技能修習機関として指定することができる。

第百十三条第二項から第七項まで、第百四十二条及び第百十五条の規定は前項の規定による特定高度技能研修機関の指定について、第百十六条の規定は特定高度技能研修機関の同項に規定する業務の変更について、第百十七条の規定は同項の規定による特定高度技能研修機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第百十三条第二項中「同項に規定する業務に從事する」とあるのは「第百二十条第一項に規定する業務に從事する同項に規定する業務の取消し」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第一百二十条」と、第百十七条第一項第一号中「第一百十三条第一項」とあるのは「第一百二十条第一項」と、同項第二号中「第百十三条第三項各号」とあるのは「第一百二十条第三項各号」と二項において準用する第百十三条第三項各号

2 関連する事項  
特定労務管理対象機関の管理者が、厚生労働省令で定めるやむを得ない理由により、前項の規定により確保することとした休息時間（以下この項において「休息予定期間」という。）に特定対象医師を労働させる必要がある場合には、前項の規定にかかるわらず、当該休息予定期間に当該特定対象医師を労働させることができることの場合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該休息予定期間の終了後には、当該特定対象医師に対し、当該休息予定期間中に労働をさせた時間に相当する時間の休息時間を確保しなければならない。

第一項ただし書の場合において、当該特定労務管理対象機関の管理者は、当該宿日直勤務中に、当該特定対象医師を労働させたときは、当該宿日直勤務後に、当該特定対象医師に対し、厚生労働省令で定めるところにより、必要な休憩時間を確保するよう配慮しなければならない。

に、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いた上で、労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行ない、必要があると認めるときは、労働時間短縮計画の変更をするとともに、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更後の労働時間短縮計画を当該特定労務管理対象機関の指定をした都道府県知事に提出しなければならない。

**第一百二十三条** 特定労務管理対象機関の管理者は、前項の規定により労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行つた結果、その変更をする必要がないと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該特定労務管理対象機関の指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

2 求めることができる。  
病院又は診療所の管理者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

**第一百二十六条** 都道府県知事は、特定労務管理対象機関の管理者が、正当な理由がなく、第百二十三条第一項本文又は第二項後段に規定する休息時間の確保を行っていないと認めるときは、当該特定労務管理対象機関の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

**第一百二十七条** 第二十四条の二及び第三十条の規定の適用については、当分の間、第二十四条の二第一項中「又は前条第一項」とあるのは、「前条第一項、第百十一条又は第一百二十六条」と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しくは第三項」とあるのは、「第二十九条第一項若しくは第三項」とする。

4 災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、特定労務管理対象機関の管理者は、当該特定労務管理対象機関の所在地の都道府県知事の許可を受け、その必要の限度において第一項本文及び第二項後段の規定による休息時間の確保を行わなければならぬ。このことができる。ただし、事態急迫のために当該都道府県知事の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

5 前項たゞし書の規定による届出があつた場合において、都道府県知事が第一項本文及び第二項後段の規定による休息時間の確保を行わなかつたことを不適当と認めるときは、その後に必要な休息時間を確保すべきことを、命ずることができる。

**第一百二十四条** 特定労務管理対象機関の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、特定対象医師に対する前条第一項本文及び第二項後段の規定による休息時間の確保に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

**第一百二十五条** 特定労務管理対象機関の管理者は、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師のうち複数の病院又は診療所に勤務する者に係る第一百二十三条第一項本文及び第二項後段に規定する休息時間を適切に確保するために必要があると認めるときは、当該医師が勤務する他の病院又は診療所の管理者に対し、必要な協力を

**第一百二十八条** 特定地域医療提供機関において第百十三条第一項に規定する業務に従事する医師、連携型特定地域医療提供機関から他の病院又は診療所に派遣される医師（第百八十八条第一項に規定する派遣に係るものに限る。）、技能向上集中研修機関において第百十九条第一項に規定する業務に従事する医師又は特定高度技能研修機関において第百二十条第一項に規定する業務に従事する医師についての労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百四十二条第一項に規定する特定労務管理対象機関（次項において単に「特定労務管理対象機関」という。）における業務の性質を勘案して」と、同条第二項中「を勘案して」とあるのは、「並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第百二十二条第一項に規定する特定労務管理対象機関（次項において単に「特定労務管理対象機関」という。）における業務の性質を勘案して」と、同条第三項中「を勘案して」とあるのは、「並びに特定労務管理対象機関における業務の性質を勘案して」とする。

二 病院又は診療所における医師の労働時間の短縮のための取組について、病院又は診療所の管理者に対し、必要な助言及び指導を行うこと。  
三 前二号に掲げるもののほか、医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、病院又は診療所における医師の労働時間の短縮を促進するための業務を行うこと。  
四 医療機関勤務環境評価センターは、前項各号に掲げる業務を行つたては、第百五条の指針を勘案しなければならない。

**第二百三十二条** 医療機関勤務環境評価センターは、前条第一項第一号の評価を行つたときは、当該評価に係る病院又は診療所の管理者及び当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に対して、その評価の結果を通知しなければならない。

**第二百三十三条** 医療機関勤務環境評価センターは、第百三十一条第一項第一号の評価を受けようとする者から、医療機関勤務環境評価センターが厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

**第二百三十四条** 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第百三十二条の規定により通知された評価の結果を公表しなければならない。

**第二百三十五条** 都道府県知事は、第百三十二条の規定による評価の結果の通知を受けたときは、当該評価を受けた病院又は診療所に対し、必要に応じ、当該評価センターが厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

**第二百三十六条** 都道府県又は第三十条の二十一第一項による委託を受けた者は、当分の間、同条第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、同条第三項各号に掲げる事務に加え、第一項の規定により公表された評価の結果について特に留意するものとする。

**第二百三十七条** 医療機関勤務環境評価センターは、第百三十一条第一項各号に掲げる業務（以下「評価等業務」という。）を行うときは、その開始前に、評価等業務の実施方法に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項について評価等業務に関する規程（次項及び第二百四十五

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が評価等業務の適正かつ確実な実施上不適当とならぬたと認めるときは、当該業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

**第一百三十六条** 医療機関勤務環境評価センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、評価等業務に關し事業計画書及び収支算定予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、評価等業務に關し事業報告書及び収支算定書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

**第一百三十七条** 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務を行つてゐる場合には、該業務に係る経理と評価等業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

**第一百三十八条** 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働大臣の許可を受けなければ、評価等業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

**第一百三十九条** 医療機関勤務環境評価センターの役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、評価等業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**第一百四十条** 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働省令で定めるところにより、評価等業務の一部を、厚生労働大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**第一百四十一条** 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務諮問委員会を置かなければならぬ。

2 評価等業務諮問委員会は、医療機関勤務環境評価センターの代表者の諮問に応じ、評価等業務の実施方法、評価等業務に基づく評価の結果の確認その他評価等業務の実施に關する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める意見を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 評価等業務諮問委員会の委員は、医療に関連して高い識見を有する者、労働に関する者、厚生労働省令で定めるものほか、医療機関勤務環境評価センターの代表者に述べることができる。

第百四十二条 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、評価等業務に関する事項を記載し、これを保存しなければならない。

第百四十三条 厚生労働大臣は、評価等業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、医療機関勤務環境評価センターに対し、評価等業務若しくは資産の状況に関する必要な報告を命じ、又は当該職員に、医療機関勤務環境評価センターの事務所に立ち入り、評価等業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第六条の二十四第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第百四十四条 厚生労働大臣は、この法律を実施するため必要な限度において、医療機関勤務環境評価センターに對し、評価等業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

第百四十五条 厚生労働大臣は、医療機関勤務環境評価センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第百三十一条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 評価等業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき、又は第百三十五条第一項の認可を受けた業務規程によらないで評価等業務を行つたとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第百四十六条 第百三十条から前条までに規定するもののほか、医療機関勤務環境評価センターに關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第一百四十七条 第百二十二条第三項、第百三十九条又は第百四十条第二項の規定に違反した者

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第一百四十八条** 第百十一条又は第百二十六条の規定に基づく命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

**第一百四十九条** 次の各号のいずれかに該当するとときは、その違反行為をした医療機関勤務環境評価センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第百三十八条の許可を受けないで、評価等業務の全部を廃止したとき。

二 第百四十二条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第百四十三条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

**第一百五十条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第百四十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

**附 則** (昭和二四年五月一四日法律第六七号) この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和二五年三月二八日法律第二六号) この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和二五年三月三一日法律第三四号) この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

**附 則** (昭和二五年五月一日法律第一二二号) この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

**附 則** (昭和二六年一一月一二日法律第二五九号) この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

**附 則** (昭和二六年一一月一二日法律第一二九号) この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和二七年五月一〇日法律第一二九号) この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二七年五月一〇日法律第一二九号) この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和二八年八月一〇日法律第一九一号) 抄

この法律は、公布的日から施行する。

**附 則** (昭和二九年四月六日法律第六二号) 抄

この法律は、昭和二九年九月一日から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月一五日法律第一五九号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月一五日法律第一六一号) 抄

この法律は、公布の日から起算して八箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月一五日法律第一七号) 抄

この法律による改正後の第七条の二の規定は、病院の開設又は病床数の増加若しくは病床の種別の変更に係るこの法律の施行前になされた許可の申請については、適用しない。

**附 則** (昭和三七年九月一五日法律第一七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月一五日法律第一七号) 抄

この法律による改正後の第七条の二の規定は、病院の開設又は病床数の増加若しくは病床の種別の変更に係るこの法律の施行前になされた許可の申請については、適用しない。

**附 則** (昭和三七年九月一五日法律第一七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月一五日法律第一七号) 抄

この法律は、公布的日から施行する。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てをすることのみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

6 不服申立てをすることはできない。

7 この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められないなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

8 この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をする前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (昭和三九年七月六日法律第一五二号) 抄

この法律は、昭和三九年十月一日(以下「施行期日」という)から施行する。

**附 則** (昭和四〇年六月一一日法律第一二七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四三年五月一五日法律第四七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四五年六月一一日法律第一一一号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四五年六月一一日法律第一一一号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四五年六月一一日法律第一一一号) 抄

この法律は、公布的日から施行する。

**附 則** (昭和四五年六月一一日法律第一一一号) 抄

この法律は、公布的日から施行する。

**附 則** (昭和四五年六月一一日法律第一一一号) 抄

この法律は、公布的日から施行する。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるところとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てをすることのみなす。

5 第二十七条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

6 第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

8 第二十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

9 第三十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

10 第三十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

11 第三十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

12 第三十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

13 第三十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

14 第三十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

15 第三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

16 第三十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

17 第三十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

18 第三十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

19 第四十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

20 第四十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

21 第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

22 第四十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

23 第四十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

24 第四十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

25 第四十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。











効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一八年六月二日法律第八四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定 公布の日

二 第一条の規定、附則第三条第一項から第三項までの規定及び附則第十七条の規定中健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条规定 第二項の改正規定 平成十九年一月一日

三 第三条の規定、第七条の規定、第八条の規定中薬事法第七条第一項の改正規定、第九条の規定(薬剤師法第二十二条の改正規定を除く)、第十一条の規定、附則第十四条第三項及び第四項の規定、附則第十八条の規定中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)の項及び同表薬剤師法(昭和三十五年法律第一百四十六号)の項の改正規定並びに附則第三十条の規定 平成二十年四月一日

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(診療所の療養病床以外の病床に関する経過措置)

**第三条** 診療所の療養病床以外の病床であつてその構造設備について附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に、医療法第二十七条の規定により許可証の交付を受けたものについては、同日において、第一条の規定による改正後の医療法第七条第三項の規定に基づき診療所の一般病床の設置の許可を受けたものとみなす。

附 則  
（平成一八年六月二日法律第五〇号）

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。 号) 括

2 次に掲げる病床については、第一条の規定による改正後の医療法第三十条の七の規定にかかるわらず、同条の規定による都道府県知事の勧告の対象としない。

一 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に現に第一条の規定による改正前の医療法第七条第一項又は第二項の規定により行われている診療所の開設の許可又は病床数の変更の許可の申請に係る診療所の療養病床以外の病床

二 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に現に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第四条の建築主事が受理している確認の申請書に係る診療所の療養病床以外の病床

3 第一項の規定により診療所の一般病床の設置の許可を受けたものとみなされた病床及び前項各号に掲げる病床（次項において「特定病床」という。）は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から政令で定める日までの間は、第一条の規定による改正後の医療法第七条の二第三項及び第二項による規定する一般病床の数に含まれないものとする。

4 特定病床は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から前項の政令で定める日までの間は、第二条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）第七条の二第三項に規定する一般病床の数に含まれないものとする。

（入院中の医療に関する書面の作成及び交付等に関する経過措置）

第四条 施行日において現に病院又は診療所に入院している患者については、新医療法第六条の四第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。

（業務に関する報告書の内容の公表に関する経過措置）

第五条 施行日前に第二条の規定による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第十二条の二又は第十二条の三の規定に基づき提出された業務に関する報告書については、新医療法第十二条の二第二項又は第十二条の三第二項の規定は、適用しない。（嘱託する病院又は診療所に関する経過措置）

第六条 施行日において現に開設している助産所の開設者に対する新医療法第十九条の規定の適用

用については、なお従前の例による。  
**(医療計画に関する経過措置)**  
**第七条** 施行日前に旧医療法第三十条の三第一項の規定により定められた医療計画（同条第十項の規定により変更されたものを含む。）は、新医療法第三十条の四第一項の規定により定められるまでの間は、同項の規定により定められた医療計画とみなす。  
**(特別医療法人に関する経過措置)**  
**第八条** この法律の施行の際現に旧医療法第四十二条第一項に規定する特別医療法人である老病院（以下この条において「旧特別医療法人」という。）については、施行日から五年を経過する日までの間（当該期間内に新医療法第四十二条第一項の二第一項の認定を受けたときは、その日までの間）は、旧医療法第四十二条第二項及び第三項並びに第六十四条の一（旧医療法第六十九条の二第一項において読み替えて適用する場合を除く。）の規定（旧医療法第六十四条の二の規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。旧特別医療法人が施行日から五年を経過する日までの間に新医療法第四十二条の二第二項の認定の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、その申請に対する処分があらねばならない。  
**(定款又は寄附行為の変更に関する経過措置)**  
**第九条** 施行日前に設立された医療法人は、施行日から一年以内に、この法律の施行に伴い必要な定款又は寄附行為の変更につき医療法第五十条第一項の認可（二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、新医療法第六十八条の二第一項において読み替えて適用する医療法第五十条第一項の認可）の申請をしなければならない。  
2 施行日前に設立された医療法人の定款又は寄附行為は、施行日から一年を経過する日（前項の規定により定款又は寄附行為の変更の認可の申請をした医療法人については、当該申請に付する处分があつた日）までは、新医療法第六条の規定により定められた定款又は寄附行為とみなす。この場合において、当該定款又は寄附行為と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は適用しない。  
**(残余財産に関する経過措置)**  
**第十条** 医療法第四十四条第五項の規定は、施行日以後に申請された同条第一項の認可について

適用し、施行日前に申請された同項の認可については、なお従前の例による。

施行日前に設立された医療法人又は施行日後に医療法第四十四条第一項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた医療法人であつて、施行日において、その定款では寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの又は残余財産の帰属すべき者として同条第五項に規定する者以外の者を規定しているものについては、当分の間（以下「該医療法人が、施行日以後に、残余財産の帰属すべき者として、同項に規定する者を定めることを内容とする定款又は寄附行為の変更をしき場合に、当該定款又は寄附行為の変更につき同法第五十条第一項の認可を受けるまでの間）同法第五十条第四項の規定は適用せず、旧医療法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。

（新医療法人への円滑な移行）

**第十条の二** 政府は、地域において必要とされ得る医療を確保するため、経過措置医療法人（施行前に設立された社団たる医療法人又は施行前に医療法第四十四条第一項の規定による認可を受けた社団たる医療法人であつて、その定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの及び残余財産の帰属すべき者として同条第五項に規定する者以外の者を規定しているものをいう。次条及び附則第十条の四において同じ。）の新医療法人（社団たる医療法人であつて、その定款に残余財産の帰属すべき者として同法第四十四条第五項に規定する者を規定しているものをいう。以下同じ。）への移行が促進されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

（移行計画の認定）

**第十条の三** 経過措置医療法人であつて、新医療法人への移行をしようとするものは、その移行に関する計画（以下「移行計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 移行計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新医療法人であつて、次に掲げる医療法のうち移行をしようとするもの

イ 医療法第四十二条の二第一項に規定する  
社会医療法人

口 特定の医療法人（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の二第一項の規定による国税庁長官の承認を受けた医療法人をいう。）

ハ 基金拠出型医療法人（その定款に基金（社団たる医療法人に拠出された金銭その他財産であつて、当該社団たる医療法人が当該拠出をした者に対する返還義務（金銭以外の財産については、当該拠出をした時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいう。）を引き受けける者の募集をすることができる旨を定めた医療法人をいう。）

二 イからハまでに掲げる医療法人以外の医療法人

一 移行に向けた取組の内容

二 移行に向けた検討の体制

三 移行の期限

四 その他厚生労働省令で定める事項

五 移行計画には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

一 出資者名簿（各出资者の氏名又は名称及び住所、出资額並びに持分（定款の定めるところにより、出资額に応じて払戻し又は残余财产の分配を受ける権利をいう。）の放棄の見込みを記載した書類をいう。）

二 その他厚生労働省令で定める書類

一 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その移行計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるとときは、その認定をするものとする。

一 移行計画が当該申請に係る経過措置医療法人の社員総会において議決されたものであること。

一 移行計画が新医療法人への移行をするために有効かつ適切なものであること。

二 移行計画に記載された第二項第四号の移行の期限が第一項の認定の日から起算して五年を超えない範囲内のものであること。

四 当該申請に係る経過措置医療法人が、その運営に関し、社員、理事、監事、使用人その他の当該経過措置医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであることその他の厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

5 第一項の認定は、令和八年十一月三十一日までに限り行うことができる。  
(移行計画の変更等)

**第十条の四** 前条第一項の規定による移行計画の認定を受けた経過措置医療法人（以下「認定医療法人」という。）は、当該認定に係る移行計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、認定医療法人が前条第一項の認定に係る移行計画（前項の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定移行計画」という。）に従つて新医療法人への移行に向けた取組を行つていないと認めるとき、その他厚生労働省令で定めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 厚生労働大臣は、認定医療法人が認定移行計画に記載された前条第二項第四号の移行の期限までに新医療法人にならなかつたときは、その認定を取り消すものとする。

4 前二項の規定により認定を取り消された経過措置医療法人は、更に前条第一項の認定を受けることができない。

5 前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(提出期限の特例)  
(認定の失効)

**第十条の五** 認定医療法人については、医療法第五十二条第一項中、「三月以内」とあるのは、「六ヶ月以内」とする。

**第十条の六** 認定医療法人が新医療法人になった日から六年を経過したときは、当該認定医療法人が受けた附則第十条の三第一項の認定（附則第十条の四第一項の認定を含む。）は、その効力を失う。

(援助)  
**第十条の七** 政府は、認定医療法人に対し、認定移行計画の達成及び移行後の新医療法人の運営状況の安定のために必要な助言、指導、資金の融通などのあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

**第十条の八** 認定医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、認定移行計画の実施状況及び当該認定医療法人の運営の状況について厚生労働大臣に報告しなければならない。  
(権限の委任)

**第十条の九** 附則第十条の三及び第十条の四並びに前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生

労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任された  
に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された  
権限は、厚生労働省令で定めるところにより、  
地方厚生支局長に委任することができる。

(役員の任期に関する経過措置)

**第十二条** この法律の施行の際現に医療法人の役員である者の任期は、新医療法第四十六条の二第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の際ににおけるその者の役員としての残任期間と同一の期間とする。  
(事業報告書等に関する経過措置)

**第十三条** 新医療法第四十六条の四第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用する。

2 新医療法第五十一条から第五十二条までの規定は、施行日以後に始まる会計年度について適用し、施行日前に始まる会計年度については、旧医療法第五十一条及び第五十二条の規定は、なおその効力を有する。  
(施行日前の準備)

**第十六条** 新医療法第六条の五第一項第七号若しくは第十一号から第十三号までに掲げる事項の案又は同条第四項に規定する基準の案の作成については、厚生労働大臣は、施行日前においても診療に関する学識経験者の団体の意見を聞くことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第三十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第三十二条** 附則第三条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 则** (平成一八年一二月八日法律第一〇六号) 抄  
(施行期日)

改正規定（第二十六条）を「第二十六条の二」に改める部分及び「第七章 新感染症（第四十五条第一項）」を「第七章 新感染症（第四十五条第一項）」／第七章の二結核（第五十三条の二—第五十三条の十五）／に改める部分に限る）、同法第六条第一項から第六項までの改正規定（同条第三項第二号に係る部分に限る）及び同条第十一項の改正規定、同条に八項を加える改正規定（同条第十五項、第二十一項第二号及び第二十二項第十号に係る部分に限る）、同法第十条第六項を削る改正規定、同法第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の次に一条を加える改正規定、同法第三十八条から第四十四条まで及び第四十六条の改正規定、同法第四十九条の次に一条を加える改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定並びに同法第五十七条及び第五十八条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第五十九条から第六十二条まで及び第六十四条の改正規定、同法第二条の規定並びに次条から附則第七条まで、附則第十三条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医疗に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）の項の改正規定中第三章に係る部分を除く）及び附則第十四条から第二十三条までの規定は、平成十九年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から二まで 略  
三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに  
附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第

第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二

条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第百条まで、第百

三条、第一百十五条から第一百十八条まで、第二十条、第一百二十一条、第一百二十三条から第一百二十五条まで、第一百二十八条、第一百三十条

から第一百三十四条まで、第一百三十七条、第一百三十九条及び第一百三十九条の二の規定

## 年金機構法の施行の日 罰則に関する経過措置

四十一  
この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附

則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、これら施行の別ニ

附則（平成一九年七月六日法律第一〇）による。文書の適用は、いわばな前例における前例に

(施行期日) 九号 抄

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九  
める日から施行する。

条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中建長保険法等の一部を改正する法律(平成一

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する

る法律(平成十九年法律第二十三号)附則第  
二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百  
二十二条第三項に付する規定を適用する。

九十五条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

〇号(抄)

街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する

(都市計画法第六条の一、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十三条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、百二十二条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十二条(第一項の二及び第三項の二)を除く。)、百二十三条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、百二十四条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定に限る。)、百二十四条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第六十一条までの改正規定に限る。)、百二十四条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、百四十九条(密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百九十九条、第一百九十二条、第一百九十七条、第二百三十三条、第二百四十五条、第二百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条の改正規定を除く。)、第二百五十六条(マンショングループの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。)、第二百五十七条、第二百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第二百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(第二項第二号イ)を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。)並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第二百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第二百六十六条(第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第二百七十二条(廃棄物の処理及び清掃

(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十七号)第四条第八項の改正規定に限る)、第一百一十九条、第二百一十二条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日  
(医療法の一部改正に伴う経過措置)

**第二十一条** 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の医療法(以下この条及び附則第一百一十三条第二項において「新医療法」という。)第七条の二第四項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新医療法第三十条の四第五項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例とみなす。

に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。)及び第一百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五回の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く)、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く)並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条规定まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一回の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定

2 第百二十三条（新児童福祉法第二十一条の五の十五）  
政府は、新児童福祉法第二十四条の九において準用する場合を含む。）、新医療法第七条の二、第十八条及び第二十一条、新生活保護法第三十九条、新社会福祉法第六十五条並びに新障害者自立支援法第三十六条（新障害者自立支援法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二三年一二月一四日法律第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第十八条に規定する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、同条の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例で定める基準とみなす。

第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第二十一条第一項及び第二項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第八十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則にする経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

2 第百二十三条 政府は、  
（新児童福祉法）の場合を含  
る場合を除く。新社会福祉  
援法第三十一条において  
行の状況等の行政機關  
検討を加え、結果に基づ  
る。

新児童福祉法第二十一条の五の十五  
征法第二十四条の九において準用す  
む)、新医療法第七条の二、第十八  
一条、新生活保護法第三十九条、  
法第六十五条並びに新障害者自立支  
六条(新障害者自立支援法第三十八  
準用する場合を含む)の規定の施  
を勘案し、これらの規定に基づき国  
の長が定める基準の在り方について  
、必要があると認めるときは、そな  
いて必要な措置を講ずるものとす

附 則（平成二三年一二月一四日法律第  
二二二号）抄

二十三条  
政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十五  
新児童福祉法第二十四条の九において準用す  
場合を含む)、新医療法第七条の一、第十八  
及び第二十一条、新生活保護法第三十九条、  
社会福祉法第六十五条並びに新障害者自立支  
法第三十六条(新障害者自立支援法第三十八  
において準用する場合を含む)の規定の施  
の状況等を勘案し、これらの規定に基づき国  
行政機関の長が定める基準の在り方について  
討を加え、必要があると認めるときは、その  
果に基づいて必要な措置を講ずるものとす

2 す。  
この法律の施行前にこの法律による改正前の  
それぞれの法律の規定により国又は地方公共團  
体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続  
をしなければならない事項で、この法律の施行  
の日前にその手続がされていないものについて  
は、この法律及びこれに基づく政令に別段の定  
めがあるもののほか、これを、この法律による  
改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又  
は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届  
出、提出その他の手続をしなければならない事  
項についてその手続がされていないものとみな  
して、この法律による改正後のそれぞれの法律  
の規定を適用する。  
(罰則に関する経過措置)  
**第八条** この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年六月二七日法律第四〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年六月四日法律第五一號）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について）は、当該各規定（以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に該する規定に定めるととまき、この法律の









十三条の二まで、「を「第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十二条第一項の改正規定（第三百五十五条第一項から）に「第十五号及び第十六号」を削除する部分を除く。）、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第一項の改正規定（第三百五十五条第一項本文及び第四项）の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。）、同法第六十四条第四項の改正規定、同法第一百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第一百七十七条の改正規定（（一）第二十条第一項及び第二項）を削除する部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」と」とを削り、「百七十五条」ととの下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法（一）と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条において準用する商業登記法第一百四十五条第七条」とを加える部分を除く。）及び同法第二百七十七条において準用する商業登記法（（一）とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条において準用する商業登記法第一百四十五条第七条」とを加える部分を除く。）及び同法第二百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の人の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条（第四十八条の人）を「第四十八条の十三」と改める部分に限る。）、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の人（前号に掲げる部分を除く。）、同法第八十五条の次に五条を加える改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定（第八十条の四第四項の改正規定並びに同法第八十九条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第三号及び第四号を除く。）、第三百十一条第四项並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二

中「この法律に」とあるのは「保険業法に」  
に関する登記に改める部分に限る)、同法第八十四条第一項及び第九十六条の十四第一項  
及び第二項の改正規定(同法第九十六条の十六  
第四項の改正規定(並びに)を「及び」に改  
め、「及び第四項」を削る部分に限る)、同法  
第一百六十九条の五第三項を削る改正規定(同法  
第一百七十二条及び第八十三条第二項の改正規  
定、同法第二百六十六条の改正規定(「、第二十  
一条第一項及び第二項(印鑑の提出)を削り、  
「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十  
一号」に改める部分及び「において」の下に  
「、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法  
(平成十四年法律第二百五十四号)」とあるのは  
「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」  
と)を加える部分を除く)並びに同法第三百  
三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改  
正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の  
特例等に関する法律第二百六十二条第一項後段を  
削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項  
後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正  
規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律  
第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改  
正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六  
十五条第三項の改正規定、同法第二百八十三条第  
一項の改正規定(「第二十七条」を「第十九条  
の三」に、「印鑑の提出」を「、第二十一  
条から第二十七条まで」に改める部分、「  
同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十  
三条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する  
の三」に、「印鑑の提出」とあるのは「書面」とを削  
る部分及び「準用する会社法第五百七条第三  
項」と)の下に「、同法第二百四十六条の二中  
「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に  
関する法律(平成十年法律第二百五号)、第二百八  
三条第一項において準用する商業登記法(「  
と)を加える部分を除く)及び同法第三百十  
六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規  
定、「商業登記法第二百四十五条」とあるのは  
「資産の流動化に関する法律第二百八十三条第一  
項において準用する商業登記法(「と)を加える  
部分を除く)」を削る部分に限る)、第五十二条、  
第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条



院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況を踏まえ、当該労働時間短縮計画に変更を加えたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更後の労働時間短縮計画を都道府県知事に提出しなければならない。  
**(特定労務管理対象機関の指定に係る準備行為)**  
**第五条** 第三条の規定による改正後の医療法(以下「新医療法」という。)第一百三十三条第一項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、同条及び新医療法第一百二十九条の規定の例により、その申請を行なうことができる。  
都道府県知事は、前項の規定による申請があった場合には、施行日前においても、新医療法第一百三十三条及び第一百二十九条の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、施行日において新医療法第一百三十三条第一項の規定によりされたものとみなす。  
**第六条** 前条の規定は、新医療法第一百一十八条第一項の規定による指定について準用する。この場合において、前条第二項中「第一百三十三条及び」とあるのは、「第一百一十八条及び」と、「第一百三十三条第一項」とあるのは、「第一百一十八条第一項」と読み替えるものとする。  
**第七条** 附則第五条の規定は、新医療法第一百一十九条第一項の規定による指定について準用する。この場合において、附則第五条第二項中「第一百一十三条及び」とあるのは、「第一百一十九条及び」と、「第一百三十三条第一項」とあるのは、「第一百一十八条第一項」と読み替えるものとする。  
**第八条** 附則第五条の規定は、新医療法第一百二十二条第一項の規定による指定について準用する。この場合において、附則第五条第二項中「第一百一十三条及び」とあるのは、「第一百二十条及び」と、「第一百三十三条第一項」とあるのは、「第一百二十二条第一項」とあるのは、「第一百二十二条第一項」と読み替えるものとする。  
**第九条** 厚生労働大臣は、施行日前においても、前条の規定による指定に関し、新医療法第一百二十二条第一項の医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものを公示することができる。  
**第十条** 厚生労働大臣は、施行日前においても、新医療法第一百二十条第一項、第一百二十一一条及び第一百二十九条の規定の例により、新医療法第一百二十条第一項の確認を行うことができる。(罰則)に関する経過措置)  
この法律(附則第一条各号に掲げる規  
第十七條

為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三条** 旧法令の規定により発せられた内閣府設  
(命令の効力に関する経過措置)

び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十二条第一項

縮計画に変更を加えたときは、厚生労働省令で定めることにより、当該変更後の労働時間短縮計画を都道府県知事に提出しなければならない。

(政令への委任)  
**第十八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）  
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日

置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則(適用につきては、よるも同の別に定むる)。

第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定（公布の日

**第七条** 附則第五条の規定は、新医療法第百十九条第一項の規定による指定について準用する。この場合において、附則第五条第二項中「第百三十三条及び」とあるのは、「第百十九条及び第九条第一項」と読み替えるものとする。

**第八条** 附則第五条の規定は、新医療法第二百一十二条第一項の規定による指定について準用する。この場合において、附則第五条第二項中「第百三十三条及び」とあるのは、「第百二十一条及び」と、「第百三十三条第一項」とあるのは、「第百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

**第九条** 厚生労働大臣は、施行日前においても、前条の規定による指定に関し、新医療法第百二十二条第一項の医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものを公示することができる。

**第十条** 厚生労働大臣は、施行日前においても、新医療法第二百二十一条第一項、第二百二十二条第一項及び第二百二十九条の規定の例により、新医療法第二百二十一条第一項の確認を行うことができる。  
(罰則に関する経過措置)

**第十七条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により定め、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののはか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののはか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対しして申請、届出その他の手続を行なわなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののはか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

布の日のいづれか遅い日から施行する。

二 附則第十一條の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)

附 則 (令和四年一月二八日法律第九六号)抄

(施行期日)

(施行期日)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条及び附則第五条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年一二月九日法律第九六号)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項 第一条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の規定、第七条、第七条の二、第十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及

政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症（感染症法第六条第七項）に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。附定する新型インフルエンザ等感染症（同法第六条において同じ）への位置付けの在り方について、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政府は、予防接種の有効性及び安全性に関する情報（副反応に関する情報を含む。）の公表の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」といいう。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（医療法の一部改正に伴う準備行為）

**十六条** 厚生労働大臣は、施行日前においても、第八条の規定（附則第一条第一号に掲げる

(施行期日) 号抄  
（令和四年六月二二日法律第七六四）

**第一条** この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

**第二条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により從前の国（機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののはか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の國の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

**第三条** この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の國の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののはか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の國の機関に対してされた申請届出その他の行為とみなす。

(検討)  
二条 政府は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の罹患後症状に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を行え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症（感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。附則第六条において同じ。）への位置付けの在り方について、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
政府は、予防接種の有効性及び安全性に関する情報（副反応に関する情報を含む。）の公表の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下「改正後法律」といふ。）と、この法律による改正後前のそれぞれの法律（以下「改正前法律」といふ。）との間に生じる差異（改正後法律による改正事項の範囲に該当するものに限る。）の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

められるものを公示することができる。  
**第十条** 厚生労働大臣は、施行日前においても、新医療法第二百二十条第一項、第二百二十二条及び第二百二十九条の規定の例により、新医療法第二十条第一項の確認を行うことができる。  
(罰則に関する経過措置)

の国の機関に対して申請届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対して、その手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の規定、第七条、第七条の二、第十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及

（医療法）一部改正に伴う準備行為

**十六条** 厚生労働大臣は、施行日前において（以てこの項目において「改正後の各法律」といふ。）の施行の状況等を勘案し、必要があるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

